

平成19年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成19年3月8日（木曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（20名）

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
12番	矢部正義君
13番	谷村孝一君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君
19番	荘司光雄君
20番	林国夫君
21番	中西勇夫君

◎出席説明員

市	長	桜井道夫君
助	役	佐藤昭雄君

総務部長	板東知文君
市民部長	吉田譲君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安田昌彰君
商工交流部長	酒巻進君
農政部長	林信孝君
都市整備部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	三谷純一君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	阿部稔君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	天野修二君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	秋場勝義君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	谷津敬一君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名

議員を指名いたします。

15 番 内馬場克康議員

16 番 本郷 幸治議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第 2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

3 番五十嵐聡議員。

●3 番五十嵐聡議員（登壇） 平成 19 年第 1 回定例会に当たり、大綱 3 点について市長、教育長にお伺いいたします。

大綱 1 点目は、平成 19 年度市政執行方針について、1 点目に、市政執行の基本姿勢について。

本市の財政は、極めて深刻な状況で、あらゆる手段を講じて危機を乗り越えていかなければならない状況で、これからもさらに厳しさが予想される中で、自立と協働のまちづくりを推進し、徹底した行政の改革、財政の建て直しが必要であるとのことでありますが、どのような形で、平成 19 年度において市政に反映されていくのかお伺いいたします。

2 点目、重点施策及び財政の健全化について。

1、このような状況の中で、平成 18 年度に作成した美唄 21 世紀まちづくりプラン後期計画を「選択と集中」で着実に推進したいとのことですが、どのような方法で事業の選択、集中を行うのかお伺いいたします。

2、平成 19 年度予算編成作業も厳しかったと聞いております。人件費の削減や行政サービスの見直しをはじめ、徹底した行政のスリム化や公債費抑制のため、公債費適正化計画

を実行するとのことですが、計画の趣旨と内容についてお伺いいたします。

3、農業関連施策においても、厳しい財政状況を踏まえて市長の考え、公約への意欲、その達成見込みについてお伺いいたします。3,000 ヘクタールを超える農地の整備、国営、道営、ほ場整備事業の取り組み、地域の要望に対する市の対応について。

4、「食の駅」平成 19 年度に基本構想策定、それ以降の予定をあわせてお伺いいたします。大綱 2 点目は、農業行政について。

平成 18 年第 2 回と第 4 回の定例会でも取り上げました。今年から始まる農政改革の 3 本柱の 1 つであり、品目横断的経営安定対策と車の両輪と言われております農地・水・環境保全向上対策について。

1、農地・水・環境保全向上対策の基本的な考え方について。

2、活動組織の状況、組織と市のかかわりについて。

3、総務省が同事業に伴う地方自治体の負担額を軽減するため、地方交付税措置を講じることを決定されました。平成 19 年度予算での取り組みについてお伺いいたします。

大綱 3 点目は、教育行政について。

1、学校配置計画の教育委員会の基本的な考え方と統合に向けての具体的な行程。茶志内・西美唄それぞれの地域や保護者との合意形成の状況と今後の予定について、あわせてお伺いいたします。

2、昨年 12 月に道教委から「いじめに関する実態調査」が実施されました。各学校での調査の状況と分析結果をお伺いいたします。

3、学校給食費未納についてであります。

昨日同僚議員も取り上げ、重複する部分もありますので、割愛させていただきます。

議長の方で取り計らいをよろしくお願いいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えします。

初めに、市政執行方針の基本姿勢についてありますが、私は平成 19 年度の市政執行に当たり、本市がいま地域医療、経済・雇用、財政など、かつて経験したことのない試練の時代を迎えているという認識のもと、これらの課題解決に向け全力で取り組んでいくこと、またこのような状況の中で、「自立と協働のまちづくり」を確かなものとしなければならないこと、そしてそのためには市民の皆さんと危機意識を共有し、知恵と力を結集することが何よりも大切であると考えております。

今日、社会行政が目まぐるしく変化を続けていく中、市民の皆さんが不安を感じることはないよう、安全で安心して暮らせるまちをつくることが私の使命と責任でありますので、地域医療体制の構築、財政の健全化、市政の信頼回復に向け不退転の決意をもって取り組んでまいります。

次に、事業の選択と集中についてありますが、平成 19 年度予算編成に当たっては、厳しい財政状況の中、美唄 21 世紀まちづくりプラン後期基本計画における重点施策である、

「福祉」「環境」「交流」「経済振興」の 4 分野を基本に、市民生活に必要とされるものについて予算措置をし、事業の選択と集中を図ったところであります。

「福祉」の分野では、最重要課題である地

域医療体制の確立を最優先としたほか、子育て支援、高齢者福祉、地域福祉の充実などを、「環境」の分野では宮島沼の保全と活用やごみの減量化などを重点といたしました。

「交流」の分野では教育・文化の振興や交流促進を、「経済振興」の分野では農業の担い手や産地づくりのほか、賑わい創出事業などを重点といたしました。

次に公債費適性化計画についてありますが、実質公債費比率が 18%以上の団体に対して、公債費の適正な管理を行うための計画の策定が義務付けられ、今後の地方債発行の方針、適性管理のための方策及び見通しなどについて定めることとされたところであります。

本市の計画につきましては、北海道と協議を経て 3 月中にまとめる予定であり、確定次第公表するとともに、この計画に基づき実質公債費比率の適正化に努めてまいります。

次に、ほ場整備事業についてありますが、市内においてほ場整備を目的とした茶志内地区・開発地区など 5 地区で国営農地再編整備事業促進期成会が設立されており、また、沼の内・中美唄・峰岩の 3 地区においては道営経営体育成基盤整備事業促進期成会が設立され、これまで国営・道営事業に対する意向調査や説明会などの取り組みが進められております。市といたしましては、これらのことを踏まえて、生産基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、「食の駅」についてありますが、平成 19 年度においては市内関係機関・団体、庁内組織、新たに設置する市民組織等における議論を踏まえ、施設の目的、概要及び効果を明らかにし基本構想を策定してまいります。

なお、事業推進に当たっては、平成 22 年度供用開始を目処に進めることとし、コスト縮減はもとより、段階的な整備などを視野に入れ取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業行政について、農地・水・環境保全向上対策についてであります。道においては全道の要望額の約半分を当初予算に計上しておりますが、残りについては確定していないことから、市といたしましては、道の予算の動向を見極め対応することとしております。

次に、この対策は、本市農業の継続的な経営安定と農業・農村の発展のほか、農業者だけでなく地域住民等が一体となって農村の景観形成や自然環境などを守る、地域協働活動が促進されるものと考えております。

次に、活動組織につきましては、すでに市内全域をカバーする 19 地域において設立されており、先般円滑な事業推進を図るため、全市的な連絡協議会が発足されたところであります。市としましては、今後連絡協議会等と連携を図り、活動の内容などについて指導してまいりたいと考えております。

次に、地方財政措置につきましては、本市における全体事業費の 4 分の 1 が市の負担分となり、その 2 分の 1 については普通交付税、残り 2 分の 1 の 7 割については特別交付税で支援措置が講じられることとなっております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学校配置計画の基本的な考え方等についてであります。教育委員会では子どもたちにとってよりよい教育環境を整える観

点から、「生徒の少人数化が進む茶志内中学校及び西美唄中学校」の通学区域を、「美唄中学校」の通学区域に、平成 20 年 4 月に編入することとし、保護者や地域の皆さんとの話し合いを行い、これからの子どもたちの学習環境について共通理解を求めてきたところでございます。

これまでの話し合いの中では、統合による学習環境の大きな変化に対する不安や部活後のスクールバスの運行など、さまざまな意見がありました。これらのご意見をしっかり受け止め、子どもたちがスムーズに合流ができ、また保護者の不安の解消を図るための取り組みなどを行うため、3 学校の教職員と、教育委員会事務局による「統合準備委員会」や、市の関係所属長とで構成する「庁内検討委員会」を設立したところであります。

「統合準備委員会」では、統合時の修学旅行に向けた 2 年生の 3 校合同宿泊研修、学年単位などによる学校間の事前交流、生徒指導に配慮したクラス編成や継続した進路指導など、具体的な取り組みについて協議を行っております。また、「庁内検討委員会」では統合に伴う通学の足の確保など、環境の整備や学校跡利用などについて検討を行うこととしております。

今後につきましては、学校間の事前交流など、不安解消に向けた具体的な取り組みや、今後のスケジュールなどお示しをし、保護者や地域の方々からの配置、見直しに向けたご意見・ご要望が反映されるよう、とり進めてまいります。

いずれにいたしましても、平成 20 年 4 月の配置見直しに向けて、教育委員会といたしま

しては、子どもたちが新しい環境にスムーズに受け入れ、安心して学校生活を送れるよう、学校、保護者そして地域の方々との連携を図りながら進めてまいります。

次に、いじめに関する実態調査についてですが、これは昨年 12 月道教委により「いじめの実態や児童生徒及び教職員のいじめに対する考え方等を把握し、今後のいじめの防止、早期発見・早期対応等の指導に役立てること」を目的として実施されたものでございます。

そのうち、児童生徒に対する調査項目の中で、「現在いじめられているかどうか」をたずねる項目については、早急に対応が求められることから、1 月に該当する各学校へ情報提供されたところでございます。

その内容につきましては「悪口を言われた」「仲間はずれにされた」などの内容が多く、各学校ではこれらの調査結果を踏まえ、緊張感を持った指導が行われているところでございます。

なお、現段階では全道的な数値は公表されておりますが、管内別、市町村別並びに学校別の数値は公表されておられません。今後につきましては、その他の項目にかかわる調査結果及び分析等が道教委より示されることとなっております。

●議長長岡正勝君 3 番五十嵐聡議員。

●3 番五十嵐聡議員 この場から何点か再質問させていただきます。

初めに、財政健全化について、本市の実質公債費比率は 23.5%、公債費適性化計画が実行されますと今後の市民サービス、市民負担にどのような影響が出るのかお伺いいたしま

す。

次に、農業行政について、農地・水・環境保全向上対策、現段階で想定される支援費、市の負担額、農振白地の地域の考え方、この対策の市民への周知・理解はどのように行われるのか。

次に、教育行政について、学校配置計画、教育委員会と保護者および地域との話し合いを行っているところでございますが、保護者の中には具体的な取り組みが見えず、不安も多く、平成 20 年 4 月の見直しには無理があるのではないかという声も聞かれます。今後、合意形成に向けてどのように進められるのかお伺いいたします。

次に、道教委が昨年 12 月に行った、いじめに関する実態調査。調査結果の分析が示されていないとのことですが、5 日の中間報告でいじめられたことがあると答えた児童生徒がほぼ 5 人に 1 人にのぼり、校内でいじめがあることを認識していた教員のうち、1 割以上が何もしなかった。いかに学校が子どものことを把握していなかったかということが、コメントもありました。

教員、教育委員会の意識改革も必要であり、いじめを感じている子どもたちが想像していた以上に多いわけであります。この中でも、緊急に対応が必要な事例もあると考えます。学校、教育委員会は、どのように対応されているのかお伺いいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 五十嵐議員の質問にお答えします。

初めに、公債費適性化計画についてですが、この計画は実質公債費比率を 18%以

下に抑制し、公債費負担の適正化を図ることを目的としておりまして、計画の推進に当たりましては地方債の発行が伴う事業の重点化が基本となるものでございます。なお、料金改定など、市民負担につきましては、自立推進計画などにに基づき取り組むこととしております。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてであります。市の全体事業費は約2億9,000万円で、そのうち市の負担は約7,300万円と試算しております。市の負担のうち、普通交付税で3,650万円・特別交付税で2,550万円が算入されるものと試算しております。

次に、農業振興地域内の農用地区域外の農用地については、交付金算定の対象農地となりませんが、農振白地地域も基幹産業である農業の一端を担っていることから、近隣の各共同活動組織に構成員として取り組んでもらうよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、市民に対する説明については広報メロディなどでお知らせしてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 五十嵐議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、学校の配置の関係でございますが、教育委員会といたしましては、平成20年4月には子どもたちが安心して合流できる環境をつくり上げるという強い意志のもとに、それぞれの学校とも連携を図りながら、学校間での事前交流など具体的な取り組みを行ってまいります。

また、そういったことのほかに、私どもは

昨年に現在西美唄中学校、それから茶志内中学校の教員の方に、平成19年度にはこの学校の最後の仕上げをしていただくということで、実際、それぞれの学校の先生方の人事の凍結もお願いしてきたところでございます。

20年4月に向けて、美唄中学校も含めて、そういった子どもたちの学ぶ環境についても私どもは最善の努力を尽くしているところでございまして、あわせてこれらの保護者の方々の理解を求めるとともに、地域の方々にも、持つ不安、そういったものを払拭するように、最善を尽くしているところでございます。

来週15日には美唄中学校において、授業参観、保護者の方が美唄中学では一体どんな授業をしているかということで、授業参観を行うような機会も、これは初めてでございますけれども設けました。

これからはそういった機会を設けながら、西美唄、茶志内のお父さんやお母さんが安心いただけるような、そういったことを提供しながらとり進めてまいりたいと強く考えているところでございます。

次にいじめの調査についてでございますけれども、1月に学校へ提供された早急に対応が必要な情報の取り扱いについてでございますけれども、これは児童生徒が特定できるものにつきましては、プライバシーに配慮しながら、当該児童生徒の保護者とも十分に相談をし、対応を進めているところでございます。

また、特定が難しい児童生徒につきましては、いじめられていると感じている児童生徒がいるという認識のもとに、学級担任を中心とした複数の目できめ細かく日常生活を観察

していくとともに、保護者へも情報提供し、早期発見に向けた取り組みの徹底を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、本調査がいじめの未然防止、早期発見・早期対応等の指導に役立てることを目的としたものであることを踏まえまして、今後公表される分析結果等が効果的に活用されるよう努めてまいりたい、このように考えています。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

18 番紫藤政則議員。

●18 番紫藤政則議員（登壇） 私は任期最後の一般質問ということでいままでの、この4年間の議会における課題を整理をして、そしてあとに禍根が残らないような質問をしたいということで、準備をしてまいりましたが、極めて準備不足でございまして、大きく私が従来から申し上げてきました、美唄市の財政が今後市長が言われる選択と集中による事業を行いながら、持続可能なこの行政サービスが、市政運営ができ得る、そういう行財政運営ができるんだろうかと、以前からこの財政問題については市長にも警告もしまた提言をさせてもらってきた経緯ございまして、そんな意味でそれらの思いも含めてお尋ねをしたいのが、行財政運営にかかわる問題でございます。

あわせてもう1つ大きな問題は、まさに昨日の同僚議員の質問にもありましたけれども、美唄のこの雇用の状況というのが、日々の生活にも事欠く、特に歯を食いしばって生活をしている働く仲間の皆さん方の生活が、顕著な例でいきますと、季節労働者に対する特例一時金の大幅な切り下げ、さらに全体の雇用

情勢の回復がこの美唄の地に下りてきていない、極めて深刻な事態。明日の生活の不安、こういうような、身近にそういう状況を見て、美唄市として一体何ができるんだろうかと、こんな思いで、失業・雇用対策とこの大きな2点について率直にお伺いをしたいというふうに思います。

最初に、行財政運営に関してでございますが、中項目の1つ目は、新たな財政再建法制案についてでございます。

この質問をどうしようかということで、議論をし、また検討を加えている段階では、この新しい財政再生法の概要がつかめませんでした。議会の事務局をお願いをしまして、これらの内容について、法案内容についてホームページ等、インターネット等で検索をしていただきましたがつかめませんでした。

けさ、その概要が知らされたわけでございます。詳細については内容がわからないわけでございますが、お尋ねをするしかないわけでありまして、幸いにも去年の12月8日に北大の宮脇先生が座長になりまして、5人の委員の皆さんによる、この地方財政に関する、どのように再生をすべきなのかという検討会の報告書が、これが手に入りまして、これをもとに新しい法律が、いま準備されようとしていると、この報告書の内容を精査をして、この法制案についての概要を、把握を、類推をしたということでもあります。

この研究報告書は、昭和29年にできました現行の地方財政再建にかかわる措置法、この昭和29年の法律、それを重要視してこの制度がいま半世紀余り経過をしてきているわけがあります。

その現行の財政再建というものが、この実態にあわなくなってきたと、こんなようなことで、この制度の課題を整理をして、そして今後どうしていくかということをまとめたものでございますが、大きくは破たんの前に早期に是正措置を講じる。それでもだめであれば、再生のために国が大きく関与をして、いま夕張が、まさに4月からスタートをしているような状況にいくという、いわば2段階での財政の再建ということが骨子になっているというふうに承知をしております。

そして最も大事なものは、もう1つの柱であります、いかに私ども議会、そして市民の皆さん方が、美唄のこの財政の実態、状況というものをどれだけその内容を、共有をしているのかという反省の上に立って、この情報の開示についてもルール化しようとする、大きくこの3つが柱になって組み立てられるという、そういうふうに承知をしているわけであります。

さらに、このことによってこの美唄市の総額543億円という負債額、これらを抱えてこの美唄市が、この早期是正団体、そういうものに指定をされる、そういった可能性が強いというふうに感じるわけですが、その辺を少しく究明をさせていただきたいと思うんです。

そこで、小項目1でありますけれども、この新しい法制度、情報等つかんでおられると思いますけれども、この制度が、いまほど申し上げました、現行制度の課題をどのように整理をして、そして具体的にいつから、内容がどのように変わろうとしているのか、この辺市長として中央の情勢、情報等もつかむ機

会も多いでしょうから、この辺についてのお考えをお示しをいただきたい。

それから、小項目の2つ目ですが、前段少しく触れましたけれども、宮脇先生の研究報告書では、新しい、新たな財政指標ということで、1つには赤字比率。実質赤字比率。これは従来の実質収支比率、単年度の赤字の資金繰りはどうなるかということでの普通会計を前提にしたものであります。この表現は実質赤字比率となるようであります。この指数。まず1つ目。

2つ目は、いわば各会計、これをカバーをするというふうに言われておりますけれども、全体をカバーをする内容での指数であります、実質的な連結赤字比率と、こういう表現になるかと思いますが、各会計の状況、赤字の状況を全体でフォローする、そういう指数が2つ目であります。

3つ目が、実質公債費比率。これは先ほどの質疑にもありましたけれども、美唄が現在、昨年新たに出された数値でありますけれども、23.6というふうに出されました。これは、起債制限比率というものに、他会計、下水道会計等の公債費の今後の支出、これらが一般会計でどれだけ背負うのかということを含めた実質公債費比率。

先ほどもありましたように18%を超えますと、公債費負担の適正化計画をつくらなければならない。起債の許可制度が継続をしていく。国に伺いを立てながらやらなければならない。美唄はこの18%を超えているわけでありまして、23.6と、これがどのようになっていくか。これが、3つ目が実質公債費比率であります。

4つ目が、これはストック部分であります
が、地方の公社、土地開発公社やら第3セク
ター、HCC等の第3セクター、これらの従
来ですと潜在をして見えない、ストックされ
ている赤字、これらを含めた表現として将来
負担比率、こういうふうに承知をしています
が、この4つの財政指標というのが具体的に
どの比率になれば、早期健全化団体になると
いうふうに押えておられるのか。

さらにそれが改善できなければ、再生団体
として実質的に国の監視下に入る、管理下
に入る、これらの判断比率というものがどの
ようになると想定されるのか。あわせて美
唄市の数値、これは何年時点でこの数値を
見るかで変わりますけれども、この美唄
の数値見通しというものが、この4つの
財政指標について、どのような見通しを
持っておられるのか、この辺をお示しを
いただきたいと思います。

中項目の2つ目は、06年度、平成18
年度の年度収支見通しと財務実態につ
いてであります。

1つ目は、これは私は昨年の12月の
一般質問でも同様の趣旨で質問をして
おりますが、市長は18年度の一般会計
の収支見通しは、厳しいが収支均衡と、
赤字にはしないというご答弁でござい
ました。それからおおむね3カ月余り、
現状です。

私は赤字をしっかりと出して、この
ことを明らかにしてわかりやすい再生、
再建をしていくべきだということを申し
上げましたが、市長は法律の範囲内で、
しっかりと節減をして、収支均衡の決
算をしたいというお話でした。現時点
での、この一般会計の実質収支の見通
しがどうなっているか、お答え下さい。

あわせて、先ほども触れましたが、
昨年の夏の吉田栄議員が委員長になり
まして、美唄市の財務実態等調査特別
委員会の中で議論をいたしました。そ
うの中で出た、その時点での平成17
年、05年度の決算概要から見て、美
唄市の財務の実態、これらが議論をし
たわけであります。

市長は合計は言わなかった。総額は
言わなかったが、足していくと543
億円の負債を美唄は抱えているという、
そういう実態が明らかになったわけ
であります。

これらの負債、表面に見えるもの
は見えないものも含めて、これらの負
債がこの18年度の収支の見通しの中
でどのようになるのか。ふえるのか
減るのか、この辺の実質負債状況につ
いてお示しをいただきたいと思います。

小項目の2つ目ではありますが、こ
れは昨日から議論がありまして、病
院についての不良債務、累積不良債
務の残高見込み、20億2,000万
円、こういうことでのうご答弁があ
りました。

このことについて、少しく重複し
ますが、改めてこの残高見込みと、
昨年と比して2億円余りふえたわけ
であります。この市立美唄病院の新
たな不良債務が、なぜ発生をしたの
か、この発生の要因について。あわ
せて、これらは最終的にどのように
決算処理をするかということになり
ますと、過去の例からいけば、民間
の金融機関一時借入金でこの累積
不良債務の穴埋めをすると、こうい
うことありますから、金利が上昇し
ている、あわせてこの一時借入金
の措置等が現時点で支障がなくス
ムーズにいくのかどうか、この辺
の決算処理方法、この辺について
お答えをいただ

きたいと思います。

それから、小項目の3つ目ですが、5次健、平成13年度の15億円余りの累積不良債務を平成14年以降7年かけて一般会計が15億円のうち14億円を背負い込むと、2億円ずつ7年かけて解消しよう。病院の自助努力も含めて解消しようという計画であります。

この、第5次病院健全化計画に関しては、国も特別交付税という措置をしまして、年間7,500万円特交で措置をするということになって、平成17年までそのことが実行されてきたわけであります。

この第5次経営健全化計画につきましては、昨日もお話がありました。医療問題等の調査特別委員会でも、市長がご努力をされ、副知事にもお会いして、不可能を可能にするような、この平成18年度についても引き続き国の財政支援措置がとられるという、そういう見通しがついたというふうに承知をしておりますが、改めてこの病院健全化計画、14、15、16、17、18と5カ年を経過をしようとするわけであります。順調に行けば19、20で終了をするという内容であります。この現時点での健全化計画の中間総括的な意味合いもありますので、この計画と実績がどのように乖離しているのか、この比較をお願いしたいこととあわせて、今後この20億2,000万円の不良債務、赤字をどのように解消しようとしているのか、この解消計画についてもあわせてお答えをいただきたいと思います。

財政運営の、中項目の3つ目は、平成17年度、07年度の財政運営についてお伺いをいたします。

04年ショックと言われまして、国は地方交

付税を大幅に削減をいたしました。しかし一方でこのことは、地方交付税の縮小とあわせて、財源の移譲、そして国庫補助金の縮減、国から地方へ権限、財源を移譲していくという、そういったうたい文句も一方でありました。このことを三位一体改革と称したわけであります。

この三位一体改革につきましては、当初の計画は、平成17年度で一定の区切りができて、18年度はまさに所得税から住民税への税源移譲、こういった中にスイッチをしてきているわけでありますけれども、改めまして今日まで国が措置をしてきた地方交付税の縮減と補助金の縮減と、あわせて税源の移譲、これらのものがどのような経過で、どのような中間的な総括ができるのか。あわせて美唄市にとってどのようなマイナスがあったのか。この辺について、ひとつお答えをいただきたいと思います。

それから、平成19年度の交付税についての制度がどのように変わるかという部分ですが、その中で特に新型交付税の制度概要と美唄市に及ぼす影響についてお尋ねをしたいと思います。

新型交付税というのは、私は承知をしておりますが、現在の交付税の基準財政需要額の算定が極めて複雑であると、それを簡略化して人口とか面積とか、わかりやすい内容で交付税の算定をすると、こういうことがうたい文句であります。

しかし一方で学者は、このことについて批判をしています。この交付税の、新型交付税によりまして、地方は交付税が減額になる。あわせて逆に交付税の積算内容に不透明さが

出てくると、こういう指摘をする学者もおります。

この新型交付税制度、新年度から新たに制度として登場する制度についての概要と、美唄市が平成 19 年度の交付税の試算の段階で、どのような影響が出るというふうに押えておられるかお答えをいただきたいと思います。

小項目の 3 つ目、新たな借換債制度の発行条件と発行済借換債との相違点であります。

平成 17 年、05 年度末に議会でも議論がありましたが、当初は 70 億円からの政府資金を民間にスイッチをする。そしてこの多額の地方債のスイッチによって、各年度間ばらつきがあった公債費の償還の平準化を図る、そして世代間の負担公正、こういうことでこの考え方が示され、結果として 57 億円余りの政府資金が民間資金に切り替わったというふうに承知をしています。

金利もいろいろ幅がありましたが、今度の自治省の財政課長内簡、これはおそらく地方債制度、地方債計画、この中にも示されてくると思いますけれども、この最終的に 57 億円余りの借換債の実行では、国に対して当初は約 3 億円の賠償金、保証金を払うと、これでは全然意味がないということで手を上げる自治体が少なかったわけであります。今度、私が承知をしていますのは、このいわば国への繰上償還に伴う保証金がなくても結構と、こういうふうに内容が改められた。

しかし一方で金利が 5 %、それから行政改革がどう行われているか。市民いじめ、職員いじめがどう行われているかというようなことも判断材料になるようでありますけれども、これらの借換債、新たな公債費をどうしてい

くかという公債費対策としての借換債の相違点。申し上げました、私は少し早まったんじゃないかというようなことも頭にあって、このことをお尋ねするんですが、さまざまな前提条件があるでしょう。これらの相違点についてお答えをいただきたいと思います。

それから小項目の 4 つ目。新年度の平成 19 年度の予算編成に当たりまして、市長は予算編成方針の中で、6 億 7,000 万円の財源不足を生ずると。そこで、歳入の確保と歳出の削減と、こういうことを予算編成方針で示されたわけであります。

私は、この 12 月の定例会でもこのことに触れておりますが、この予算編成を終えて、そして議会に予算案が上程をされた、この経過の中でこの財源不足をどのように操作をされたか。操作という言葉が悪いとすれば、対応されたかです。この内容について教えてください。

それから小項目の 5 つ目。この予算が市民への行政サービス、行政サービスは向上もあれば低下もある。事前の説明では低下の要素が多かったと思いますが、市民への行政サービスがどうなるのか。負担がどうなるのか。この変更内容です。昨年度に比してどうなるかという変更内容。

これは予算上に盛られたものとあわせて、本来ですと総計予算主義の原則がありますが、その年度中に盛られる予算はすべて盛る、これが基本ですが、すでに市民の皆さんにもご説明されている家庭ごみの有料化の問題があるわけであります。あわせてそれ以外にも、この年度中、新しい年度中に見込まれる要素も含めて、これらの内容についてどのように

考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

小項目の6つ目、普通建設事業の状況とまちづくりプラン後期基本計画との整合性であります。

普通建設事業は、すでに東雲のアンダーパス、あれだけで19億5,000万円。そして最終処分場、23億円余りの最終処分場の建設、これらも06年、平成18年度でその事業が最終的に終了をするわけであります。これらの大きな事業が終了して、そして新しい年度ですから、当然大幅な建設事業のダウンということが考えられる訳でありますけれども、この示されている平成19年度の普通建設事業の状況が、後期計画、平成18年から22年までの21世紀まちづくりプランの後期計画、これらとの整合性をどのように図られて、予算計上されたのか。あわせて、後期計画上盛られていた事業の中で、どの事業がスクラップされて、どの事業がビルドされたか。

予算書等をちらちら見ますと、当初計画にないものもあるようであります。しかし一方、当初計画にあったものが、いつやるかというのは私どもは承知をし得ないわけであります。従来からずっと口を酸っぱく言ってきたわけでありますけれども、年度ごとの事業計画がない。あわせて事業量も示されない。こういう状況であるからチェックができない。このことを指摘をしてきましたが、現在もそのような状況で、後期計画との整合性が私どもが把握はできない実態であります。

この辺、これらの後期計画との整合性、普通建設事業ということに絞って結構ですから、ひとつどうなっているか、具体的に事業名を

示してお示しをいただきたいと思います。

7つ、事務事業評価結果であります。これは、事務事業評価システムというのがすでに実施をされて、かなりの年数経つわけでありましてけれども、毎年一年の仕事を終えた後、事後評価をいたします。これらの事後評価の結果がどうだったか。何本事後評価をして、どういう結果が出たか。

そして予算の編成方針にも示されておりますとおり、新規事業については事前評価をなさるということでもあります。その事前評価をしたのを予算に反映するということですから、この事前評価。どういう内容のものを、これはここに議論をするのは予算委員会もありますから、ひとつどのような内容のものが何件ほどあって、そしてそれらが予算反映されたのはどのぐらいあるのか。この辺の事務事業評価結果についてお示しを下さい。

それから8つ目、財政収支見通しの見直し状況であります。

先ほど、同僚議員が公債費の負担の適正化計画の話をされました。現在策定中ということでもあります。

これは単に公債費の負担をどうするかということだけではなくて、当然歳入と歳出の整合性を図って、事業をどのようにしていくことによって公債費が18%を下回るものにしていくのか、実質公債費が、そういう計画だというお答えも先ほど市長からあったわけがあります。私は後期基本計画、そして美唄市自立推進計画、これらの中にあります今後の財政収支見通し、このことについて実効性のあるものにすべきだと、見直すべきだということを再三申し上げてきました。

12月の第3定例会で市長は、19年度予算編成において、この財政推計の見直しをいたしますと、そういうご答弁をしたわけであり、この見直し状況、どのようになっているか。

本来ですと、この財政推計、資料としてお示しいただかなければならない問題でありますけれども、予算委員会等もございますから、その中でも議論ができますので、この場ではこの見直しの状況どういうふうになっているのかお答えをいただきたいと思います。

それから、行財政運営の最後であります、決算に連動する事業別予算、市民に解りやすい予算書づくりについてであります。

これも、口を酸っぱくして繰り返し指摘をし、要望をしてまいりました。少しずつ、牛の歩みではありますけれども、少しずつ改善に向けて、形の見えるものになってきているようであります。昨年は、人件費を行政目的別に入れました。ことしも工夫の跡があるようではありますが、よく分かりません。この辺の決算に連動する事業別予算、市民にわかりやすい予算書づくりとして、どのような取り組みをされたのか。

このことは、新たな財政再生法の中の大きな柱であります、財政情報の積極開示、そして市民や議会のチェック機能、監視機能の強化、こういったこととも連動する要素が私はあるかと思えます。

この後段の議論はまたする機会があるかと思えますので、従来私が指摘をしてきました、これらについてどのように取り組まれたか、その内容についてお示してください。

大綱2点目は、失業・雇用対策についてで

あります。昨日も、同僚議員からこの雇用の状況について、特に美唄市における有効求人倍率の推移についてお話がございました。

なるべく重複は避けたいと思いますが、私はこの失業・雇用指標、いろいろあります。離職状況、失業率というのがあります。これは美唄では、この美唄の失業率というのはカウントされません。ですから、有効求人倍率、求職者に対する求人の割合、これらが国、道そして美唄と比較してどのようになっているのか。さらには離職票の交付等の離職者、失業者の状況がどうなっているか。それから雇用の現状の中で、正規、非正規の状況がどうなっているか。産業形態別のその辺の分析がどのようにされているのか。

これらの失業・雇用指標、ひとつ前年比較で、ひとつお示しいただきたいということとあわせて、市長はどのようなこの美唄の状況を認識をされているか、あわせて課題をどのように整理をしているか、この辺を、お考えをお示ししていただきたいと思います。

当然、それらの認識を持ち、そして課題を整理したものを新しい年度に施策として反映をしていくということでもありますから、この新しい年度の失業・雇用はどのようにされようとしているのか。期待を込めて、ひとつお尋ねをしますので、お答えをいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、行財政運営について、新たな再生法制案についてであります、これまでの経過として、「骨太の方針 2006」において再建

法制を適切に見直すと明記されたことから、新たな法制化に向けた具体的枠組みを検討するため、「新しい地方財政制度研究会」が昨年12月に最終報告書をまとめ、現行の再建制度の課題として、再建団体の基準が赤字比率のみで公債費比率負担やストック指標が反映されていないこと。普通会計のみを対象としており公営企業や地方公社等との関係が考慮されていないこと。早期是正を促す機能がなく再建を促進する仕組みが限定的であることなどが指摘され、新たな再生制度においては財政悪化の早い段階からの早期是正、情報開示の徹底と住民自治の機能発揮による財政規律の強化などを内容とする提言がなされたところであります。

総務省は、提言などを踏まえて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律案を今通常国会に提出し、成立を図ることとしております。

この法案の主な概要としましては、1点目としてすべての団体に健全化判断比率の公表を義務付けることとし、比率については実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4種類が予定されております。

2つ目として、財政の早期健全化に関する規定として、比率のいずれかが一定の基準以上となる場合、財政健全化計画の策定・公表、国等への報告並びに勧告及び外部監査など。

3点目として財政の再生に関する規定として、将来負担費比率を除く3つの比率のいずれかがさらに悪化し一定の基準以上となる場合、財政再生計画の策定・公表、国の同意・調査・勧告及び地方債の制限並びに再生振替

特例債の発行などが予定されております。

また、適用時期については、健全化判断比率の公表は交付後1年以内から、その他の義務付け規定は平成20年度決算から適用される予定であります。

なお、早期健全化段階並びに再生段階における各比率の基準については、現時点で明らかでないことから、本市がどのような段階に位置付けられるかは不透明であります。市立病院会計の不良債務の解消や公債費の適正化などが重要課題であると考えております。

次に、平成18年度収支見通しであります。一般会計につきましては普通交付税が予算を上回ったものの、厳しい見通しにありますが、市税の確保をはじめ、より一層の経費の節減に努め、収支均衡に向けて努力してまいりたいと考えております。

債務の状況につきましては、さきの財務実態等調査特別委員会でお示ししました、平成17年度末543億円に対し、平成18年度末は552億円と見込んでおります。

次に、市立病院の経営状況についてですが、平成18年度の決算見込については、診療報酬改定や医療制度改正などの影響により診療報酬が減少し約2億円程度の新たな不良債務が生じる見込であり、年度末累積不良債務は約20億2,000万円となる見込であります。不良債務の決算処理につきましては、これまで同様1時借入で対応してまいりたいと考えております。

次に、第5次病院事業健全化計画と実績見込との比較では、今年度3億1,200万円の解消となる計画に対し、新たな不良債務が発生することから、約5億1,200万円の乖離を生

じる見込であり、累積不良債務の扱いにつきましては、現在策定中の地域医療マスタープランに基づく収支計画に含めることとなりますが、新しい病院の経営の支障とならないようその対応を検討しているところでございます。

健全化団体の指定につきましては、北海道に対し、今年度も極めて厳しい収支状況であります。現在進めている地域医療ビジョンの推進が、経営健全化の抜本的改善策であることと地域医療の確保に向けた取り組みであることを説明し、平成 18 年度の指定継続に向けて強く要請してきた結果、継続される見込みとなりました。

次に、平成 19 年度の財政運営についてありますが、初めに三位一体の改革につきましては、地方分権を推進するため、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を一体的に改革する税財政改革として、平成 16 年度から 18 年度の 3 年間で地方財政全体としては国庫補助負担金が 4.7 兆円の減、税源移譲として 3 兆円の増、臨時財政対策債を含めた地方交付税の 5.1 兆円の減で、差引 6.8 兆円の減となったところであります。

これを本市に置き換えますと、3 年間で国庫補助負担金が 3 億円の減、所得譲与税が 2 億円の増、臨時財政対策債を含めた地方交付税は、平成 16 年度の大幅な削減を含めると 7 億 9,000 万円の減で、差引 8 億 9,000 万円の減と見込んでおります。

次に、新型交付税につきましては、地方団体の財政運営に支障が生じないように、必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど、見直しを図る観点か

ら、人口と面積を基本とした簡素な算定を行うものであり、平成 19 年度については、基準財政需要額の 1 割程度が導入され、総務省の試算によると、本市の影響額は 400 万円程度の減となります。

次に、新たな借換債制度と発行済借換債についてであります。平成 17 年度の地方財政対策により発行した借換債については、公債費負担の平準化を目的とし、収支不足への対応という観点から、一定の成果があったものと考えております。

一方、平成 19 年度地方財政対策で示された公債費負担対策については、財政健全化計画または公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、平成 19 年度から平成 21 年度までの臨時特例措置として、金利 5 % 以上のもの一部について、財政力、公債費の負担等の状況に応じ繰上償還を行い、補償金を免除し、必要に応じ民間資金による借換債が発行できるとされております。

現時点では、借換債の要件など、詳細は明らかにされておりませんが、この度の対策は公債費負担の軽減を目的としているところであります。

次に、6 億 7,000 万円の財源不足の対応であります。歳出といたしまして、人件費独自削減や事務事業見直しにより、4 億 2,000 万円の削減、一方歳入といたしましては市立病院 5 次健分の特別交付税や基金処分金など 2 億 5,000 万円の増により対応いたしました。

次に、行政サービス等の変更についてありますが、生活保護世帯における就学支援事業の廃止をはじめ、融雪施設設置資金利子補

給事業の廃止、就学援助支給基準の見直し、市民バス運行路線の一部見直し、間口除雪事業の拡大と利用者負担金の見直しのほか、出産家庭の全戸訪問の実施などを予定しております。

なお、家庭ごみの有料化については平成 19 年秋を目処として取り組みを進めてまいります。

次に、普通建設事業の状況とまちづくりプラン後期基本計画との整合性についてですが、計画に追加した新規事業は道路新設改良単独事業のうち、東雲線整備、最終処分場周辺道路整備の 2 路線など 9 事業あり、計画予定年度を変更したものは 14 事業となりました。

なお、平成 19 年度の普通建設事業については、普通会計で 12 億 9,000 万円程度となり、まちづくりプラン後期基本計画の財政推計と比較をすると約 8 億円の減少となったところであります。

その主な要因としては、事業の前倒しや国・道の事業との関連などにより、土地区画整理事業や河川整備事業などが減額となったことによるものであります。

次に、事務事業評価についてですが、事務事業評価は行政資源の効果的配分や市民サービスの質の向上などを目的として事後評価及び事前評価に分けて実施しております。

事後評価につきましては、今年度、平成 17 年度実施分の 467 件を対象とし、うち 33 件を二次評価いたしました。評価に当たっては、市の関与の妥当性、効率性、有効性などの観点から総合的に点検し、その結果を平成 19 年度予算編成において活用し、約 7,200 万円

の節減効果を得ました。

また、事前評価については、新年度予算要求があったものの中から新規事業と改修等の大きな経費を伴う既存事業を対象に 44 件行い、このうち普通建設事業 16 件、その他の事業 10 件、合計 26 件について予算措置いたしました。

次に、財政収支見通しの見直し状況についてであります。平成 19 年度予算案がまとまりましたことから、財政推計の見直しを進めてまいりたいと考えております。なお、見直しに当たっては、公債費負担適性化計画や国の地方改革である再生法制などの動向を踏まえながら行うこととしております。

次に、事業別予算、市民にわかりやすい予算書づくりについてですが、予算書の内容につきましてはさまざまな行政活動のトータルコストを把握できるよう、歳出の目ごとに事業費・人件費とあわせ、新たに施設整備に伴い発行した起債の元利償還金を掲載いたしました。今後においても、国の公会計制度改革や他市町村との動向などを踏まえ、さらに工夫を加えながら改善に向けて検討してまいりたいと考えてまいります。

次に、失業雇用対策についてですが、はじめに雇用指標の状況につきましては、形態別雇用者では平成 16 年の事業統計結果と 13 年との比較で申し上げますと、雇用者総数は 7,572 人で 3,055 人の減となっております。このうち、常用雇用の正社員が 4,259 人で 2,534 人の減、非正社員が 2,681 人で 386 人の減、臨時雇用者が 632 人で 135 人の減となっております。

産業別では、第 1 次産業が総数 23 人で 1 人

の減となっており、このうち正社員が13人で1人の減、非正社員が1人で4人の減、臨時雇用者が9人で4人の増。第2次産業では総数2,299人で631人の減となっており、このうち正社員が1,403人で460人の減、非正社員が592人で201人の減、臨時雇用者が304人で20人の増。第3次産業では総数5,250人で2,413人の減となっており、このうち正社員が2,843人で2,073人の減、非正社員が2,088人で181人の減、臨時雇用者が319人で159人の減となっております。

雇用保険受給者の月平均数は、平成17年度176人、18年度の1月末で157人と前年比較で19人減少しております。

離職票交付者の月平均数は、平成17年度66.1人、18年度73人で6.9人増加しております。このうち、第2次産業では、17年度18.4人、18年度21.4人で3人の増加。第3次産業では17年度47.7人、18年度51.6人で3.9人増加をしております。

有効求人倍率の12月現在についてであります。全国では平成17年1.03倍、18年1.1倍。北海道では17年0.54倍、18年0.61倍。岩見沢管内では17年0.39倍、18年0.42倍で求職者2,334人に対し、求人数は984人となっております。本市では、17年0.36倍、18年0.41倍で求職者数416人に対し、求人数は172人となっております。

学卒者の今年1月末現在の就職内定率については、高校では65.9%の内定率で、昨年同時期より4.7%の増。専修大学北海道短期大学では81.3%の内定率で、昨年同時期より7.8%の増。北海道中央コンピュータ・カレッジでは76.2%の内定率で昨年同時期より

9.5%の減となっております。

これらの数値から、全国的には景気が徐々に回復してきており、有効求人倍率も1を超え、雇用状況の改善が進んでいることが伺えますが、北海道や管内また本市では多少の回復傾向にあるもの、非正規化が進むなど、依然として厳しい雇用状況が続いております。このことから、雇用状況の改善に向けた取り組みを一層推進しなければならないと考えているところでございます。

次に、平成19年度の雇用対策についてであります。雇用の創出に対しての助成制度や経営の安定・振興を図るための融資制度の実施のほか、産業構造の高度化等に対応し得る人材の養成を図るための助成及び求職者や新規学卒者が就業の場を広げるための技能取得に対しての助成などを行ってまいります。

また、新たな雇用創出に向け、企業誘致に積極的に取り組むとともに、今後は産業間の横断的な連携・協力のもと、地域資源を活用した域内循環を高め、雇用興しにつなげてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 盛りだくさんの質問項目がありまして、1つひとつお答えをいただきました。ありがとうございました。

何点か重ねて質問をしたいと思います。

新しい財政再生法の関係であります。市長は答えでは、これは判断比率というのが示されていないし、その関係から美唄が今後この早期是正団体に指定されるのか、これについてはいまではわからないと。しかし、抱えている美唄の、財政のいわばネック、これは病院とそれから公債費の今後の負担、この

問題ですということをお答えになったわけです。

そのことを考えますと、この4つの財政指標、このうち4つ目の連結実質赤字比率です。これと実質公債費比率。ここがポイントになってくるのではないだろうか、私はそのように受け止めたんです。

この連結実質赤字比率は、考え方は従来の普通会計を対象にしました、実質収支比率。都道府県が5%、市町村が20%と、これは標準財政規模の赤字の割合ということで示されてきていますが、この赤字比率についても、標準財政規模を市町村20%にくくるんじゃないで、さらにそれを分けて、ひとつ実態にあうような、いわば赤字の額をさらに対象を下げて、18億円で美唄は再建団体になるということが1つの目処、これしかなかったんですが、これを絞り込もうという動きも一方であるわけでありまして、この考え方に沿ってその連結赤字比率というのを考えますと、市立病院が背負い込むこの20億2,000万円、これを一気に背負わされたら、これは現行のこの実質収支比率という考え方に立っても、いわゆる判断比率を上回るのではないだろうかというふうに、いわばこれは、私はそういうふうに感じるんです。

それと、実質公債費比率です。これは公債費比率、起債制限比率で当時は14%を超えたら適性化計画を出すと、美唄は17年度の段階で15%を超えている。これを置き換えたのが、この実質公債費比率です。下水道が入ってきましたということで延びました。これは、全道的に見ても、かなりの高い比率ということが言えます。25%を超えますと、単独事業債

の制限に入る。この美唄の17年度、これでいきますと23.6だ。これがさてどうなるのかという部分。私はこの2つがポイントでないかと思うんです。

それで、これは出てみなければ分からないと言えればそれまでだが、いまのようなことを踏まえて、市長は4つの判断比率の中でどの比率が最も美唄にとって注目すべきもので、健全化団体に適用される、早期健全化団体に適用される可能性、この20年度決算ということだけれども、いきなり20年度決算に早期健全化団体の対象になり得る、こういう見通しを持っておられるのか。

何度も言います。ちょっと出口をふさぎますけれども、さきのことだからわからないと言うのではなくて。

なぜならば、この19年度の予算というのが、この財政のいわば、すでに国から示されているでしょう。情報開示しなさいと、従来のやり方ではなくて、ストック・フォローも含めた情報開示につながるような、情報開示の拡大をしなさいということを書いてきている。それと、最近になって、この病院の問題で美唄はもう立ち行かなくなるというお話もされているよう。

こんな状況を踏まえて、予算を審査するわけですから。この19年度のこの結果として出る、予算が終わって決算が出て、そしてさまざまな財政指標が出て、これらがまず1つのまずポイントでしょう。ポイントをその決算、19年度で出てくるさまざまな指標、これは先ほどお答えになりましたけれども、いつから適用になるんですかと言いましたら、交付から1年以内にやらなければならないのは、そ

の財政実態の公表ですと、こういうお話された。

交付から1年以内ということは、対象になる年度はどれかわかりませんが、少なくとも20年度の決算を対象にするというわけではなくて、その前の年の決算ということになれば、18年度もしくは19年度でしょう。20年度というのは、これは宮脇先生が報告をまとめられたものを読みますと、やはり予算の段階で、決算につながる予算の段階で、その角度を決めた予算にしてもらわなければならないし、そういった見方で予算を見なければだめだということで、市民の見方も議会の見方も従来と違う厳しい見方で見ていただくための猶予期間を持つから、平成20年度決算からということにしたいということを書いているんです。

ですからこの辺、ひとつ忌憚のないところで、狼が来るぞとあおる必要はありませんけれど、実態としてどのように、どの比率がポイントになって、今後の早期是正団体、二段階方式の一段階目、これに美唄が対象になる可能性について、教えてください。

それから、財源不足6億7,000万円です。これは先ほどのお話では、特定目的基金等の処分、これは目的があって、そして積み立ててきた。しかし、すべての基金、土地開発基金を含めて13億円からの基金からの借金を一般会計しているわけですから、これ返す目処が立たなくなったということも要素だと思うんですけれども、これらの基金の廃止等の処分、これらで2億5,000万円やり繰りしましたというお話でした。それから、残り引けば6億円から2億5,000万円、6億円から引

けば4億2,000万円になるんですか。これについては事務事業の見直し、これと人件費ということですか。

この大層は、職員に対する人件費の見直しと称する圧縮で、やり繰りしたと、こういうことでしょうか。人件費にしわ寄せをさせたということですね。この4億2,000万円のうち、どの程度になるんですか。そしてこれは、過去、過去といってもいつからさかのぼればいいかわかりませんが、余り経験のない額だというふうに私思うんです。

この辺、人件費にターゲットを絞らざるを得なかったということでしょうけれども、その辺のひとつご認識です。具体的にどういう額が今後反映されるのか、そこを教えてください。これが2つ目です。

3つ目。この財政の今後の収支見通しです。財政推計。これは、先ほど私壇上でも申し上げましたが、財政推計を見直さなさいということは、自立推進計画のさまざまな施策、特にこれはいわば行政改革と称する部分が多いわけです。そして、後期基本計画のこれからのまちづくり、こういったものを見直すという根っこがあってはじめて財政推計になるというお話を私はずっとさせていただいている。

その上に立って、予算がある。計画というものはそういうものだと思う。計画行政というものはそういうものだ。予算ができたから、推計見直すというものではない。これは問題意識のある皆さんであれば、よくわかる。

なぜ今後の中期的見通しの上に立って、予算編成という視点に入らなかったんですか。何度も申し上げている、このことについては。

その年、その年をどうやり繰りするかとい

うこと。これは私いまの財政状況を、これどなたが市長になっても、大変難問を抱えて、辛い選択をしなければならないお立場です。お1人で解決できるものはないんです。市長がもし仮に変わったとしても、すべてうまくいくなんてものではない。もっと大変になるかもしれない。その前面に立って頑張っておられる市長、これを私は否定しません。

しかし、私どもも議論をして、後期計画というものを組み立て、自立推進計画というものの議論もさせていただいて、市民説明までしたものですから、こういったものをベースを見直した上で財政推計を見直すというふうに私は受け止めていたんですが、予算ができたからよっこらしょと財政推計を見直す。これではいかがですか。

なぜそういうことをいうかと言いますと、いま夕張、全国の最低の行政サービスと、全国最高の住民負担ということを基準にして、今後の財政の再生計画なるものができ上がったと、こう書いてあります。

今後、この美唄がどういうふうになっていくのか。これはいま現時点ではわかりませんが、ゆくゆくは、ゆくゆくはと言うよりも、もう直近の課題です。課題として、いわば行政サービス。

私は若いころ松下圭一さんの本を読んだんですけれども、1956か57年ごろでしょうか。松下圭一さんが、和製英語で「シビル・ミニマム」という言葉を使いました。ナショナル・ミニマムというのは、これは一般的な言葉としてあったようです。

市民生活をおくる上で、どれだけの、いわば地域、ここでの支える最低基準というのは

どういうものかと、私は行政サービスというものの最低基準、健康で暮らしていくための最低基準、これがミニマム、シビル・ミニマムという、ここが問われていると思うんです。

共同浴場の回数を減らすとか、学校を統合するとか、それからさまざまな負担が出てきている。図書館も辞めてしまうというんですから。美唄もこれから、例えば除雪、夕張は10センチ、15センチにするわけでしょう。雪積もったら出動する基準を。

こういった、シビル・ミニマム議論を行政サービスの役割分担とあわせてやっていかなければならない。これ以上突っ込まれたらまちじゃない、自治体ではない。どんなことがあってもこれは守らなければならない。この議論しなければいけません。そういうことからして、この財政推計についての考え方。

ぜひ、私の指摘が間違えているということであれば、おかしいとこう言ってもらって結構ですから、ひとつお答えください。

それから4つ目です。この局面に至って、この美唄というまちにかかわる4つのまちづくり主体。市民の皆さん、市の職員の皆さん、そして私ども議会、議員、そして首長。

私ども議会、そして首長は、有権者市民から委任されているわけです。仕事を任されている。委託労働者かもしれません。その委任を受けて仕事をしているわけです。職員の皆さん方は、長の方針を受けて、専門的な知識を駆使して、日々の生活に市民と対峙している。向き合って仕事をしている。市民の皆さん方は、私どもや市長に選挙を通じてその権限を、委任を受けたのを見守り、そしてチェックをする立場。

私はそれぞれ4者、まちづくり主体の4者というのは役割が明確に違うと思う。協働とか共にとかという言葉を使いますけれども、この辺の役割をしっかりと認識した上でなければ、市民の皆さん共に考えてくださいなんていえないと思う。ある意味では責任放棄につながるというふうに、私は思っているんです。

それで、こういった意味でいま、市長は何をしなければならないか。市長はどのようなことをしなければならないかということで私の思いをちょっとお話ししたいと思うんです。

1つは、基本方向を示すということです。私はいまでもあなたが選挙に出たときの公約、資料要求をして、選挙に出られてすぐのこの議会、当選後の議会、マニフェストをお示しなさいと、検証できないからしなさいということで公約の一覧表をいただいて、あれもこれもという時代から、あれかこれかの選択の時代ですということもお話申し上げた。

みずからお示ししなされることは、あなたのこれから進められるであろう、この特に後年度負担の伴う、あわせてランニングコスト等が不透明、実施主体が不透明、こういった公約の柱でもあるべき事業そのものを廃止も含め、凍結も含めた大幅な見直し、おやめになるということも含めて、これをまず宣言をするということです。厳しさを示すということの。あなたがやりできることはそれが1つ。

それと、職員に対して、使用者として、この現状の危機をともに夢を持って乗り切ろうと、心で訴えることです、まず。あしたから、子どもの教育のローンどうしようとか、住宅の返済どうしようとか、生活狂ってしまうんです。今回の職員に対する大幅な給与減

額。

このようなしぼみ時代、しぼんでしまうんです。しぼんでしまう状況の中で、共にやっいていこうということを市長が心からそのことを訴えて、ひとつの軍団にしなければならない。これはあなたがやれることです。

そのためには、職員に対する示した痛み、そして市民の皆さんにこれから強いるであろうさまざまな問題。私もこれだけ痛むということを示さなければならないでしょう。あわせて、私ども議会も、受けて我々議会もこういう努力をするということやらなければだめでしょう。

見えてないんですけれど。この辺、どういうご認識とあわせて方向を出そうとしているのか。財政何とかなるから心配ないと、こういうことであればそう言ってください。そうでなければ私はあなたがやりになれる、やるべきことだろうと。そして、やらなければだめだと思うんです。

それから、病院ですけれども、私は職員の労働組合の仕事を随分長くやってきました。働く職員の視点でものを言おうと。しかし一方で、自治体職員、市民に対して責任がある。このまちづくりに対する責任がある、こういうことも学びながら今日きたつもりであります。

いまこの市立病院の抱えている課題というのは、先ほどもありましたように、すでに黒字基調に入っていなければならないこの市立病院の状況というのが、現実まさに破たんしている。20億からの借財を背負って、これはいままでの議論でいきますと、新しい病院に背負い込まず、こういう考え方のようであり

ます。

前段として、市立と労災がくっつくと、仮にこれを想定した場合、病院の職員、正規、非正規含めて、医者からです。180 人程度というふうに承知をしていますけれど、この雇用はどうなりますか。

いままでどうなるかわからないから示せないところきいているわけです。どうなるかわからない。今回この3月、私どもの任期は4月一杯ですが、4月には過日の地域医療問題等調査特別委員会です。4月には市長と機構とで協定書、ペーパーで確認をするということまで踏み込まれた。確認をしてから診療科目等の規模を目論む。その前にこの地域医療マスタープランの中でお示しになるんだろけれど。それでさて、職員の配置どうなるかということでしょう。

私どもがこの議論にかかわれるのは極めて限定してしまして、地域医療問題等調査特別委員会もこの議会の中で委員長がどういう裁量をふるかわからないですけれども、みんな後ろ髪惹かれる思いでこの議会にいたとは思いませんけれども、その後の日程もこれありで、しかし最も大事な局面を迎えているということになるんです。私、お話しするのがこれが最後かもしれない。二度とこの場でお話できないかもしれないんです。

そんな思いも込めて、市立病院の職員の声を、使用者として最大限の努力とかではなくて、最近危ないんです。分限なんていうことがぼろぼろで出しまして、分限免職。市長はそういう方でないから、私は疑心暗鬼にはなりませんけれども、職場の雇用不安、生活不安、あわせて4月からのこの給与の大幅減、

こういったことから本当に日々しっかりと患者さんに向き合える体制ができているのかどうか、心配でならない。私自身も。これらの病院職員の雇用について、しっかりと守る。答えてください。

それと、大綱2つ目の失業・雇用対策であります。この先ほど係数をいただきました。いずれもまさに美唄が取り残されているという現状で、深刻な雇用、失業の状況というのが、この美唄にあるということが数字でわかるわけです。

この就業者数の推移を見ましても、人口減に匹敵する就業者の減ということですから、期間によっては人口減に匹敵するという減ということだから、そのまま職場がなくなっているというふうに見えるんだけれども、一方で、この当初カウントされていませんでしたけれど、福祉・教育ジャンルです。これは延びています。沢田元市長から始まって、菅さんから入るんでしょう。教育・福祉ということ、特に沢田さんが来られて、北海道の民生部長から来られて、施設等の整備もされて、福祉の滝さんから福祉の井坂さんとかうきた。こういった1つひとつの積み重ねが、私はあるからできていると思うんです。

桜井市長になられてから、この福祉という、福祉と雇用という部分では、余り言及がなされないわけですが、係数、数値的にはこの福祉・職場これが美唄のやはり大きな産業に占めるウエートが大きくなっていると、現実にはまさにあると。

これらの現実を見定めた、雇用対策。これは各セクションの行政課題別の事業展開とあわせて、常に雇用がどうなっていくかという

ことを見定めた、整合性を図って行政全体として取り組まなければならない問題です。私は決して悲観しないで、財産があるという立場でこれからお取り組みいただきたいと思うんです。

そこでお聞きしたいのは、制度が随分変わってしまいまして、冬季に離職を余儀なくされる、いわゆる季節労働者、これは通年雇用ができればいいんですけれど、積雪寒冷地の特殊要素で、冬場は仕事がなく失業する。そのために、冬季援護制度。具体的には賃金等につながる冬季援護のための技能講習です。それから特例一時金 50 日給付。

こういうものが制度としてあったんですが、この冬季援護制度の 1 つの技能習得と、このための講習制度は、この 18 年度をもって終了と、こうなったわけです。

それから、頼みの綱の特例一時金 50 日給付です。おおむね美唄では 1,000 人ぐらいの方がいらして、総額で 25 億円の支給総額になるわけです。1 人 25 万円ぐらい。これは単純に平均すると 5,000 円かける 50 日で、25 万円。1,000 人かければ 2 億 5,000 万円です。25 万円ならよかったですね。

それで、これらの制度が圧縮かかる。50 日給付が 30 日になる。しかし 1 年だけは 40 日でひとつ激減緩和しようと、これもう決まってしまった。

積雪寒冷地帯で、離職を余儀なくされる、こういった特例一時金受給対象者、おおむね 1,000 人余り。この方々がこれからの生活不安におびえているという状況があるんです。

議会でも、私どもが中心になって出しました意見書等でも、これも国に訴えた。しかし

こうなってしまった。国の政治って何だろうかとつくづく思うんです。なぜ弱いところにしわ寄せいくんだろうと。怒りさえ感じます。しかし現実にはそうってしまった。で、美唄としてどうするかです。

私は 2 つのことをご提言したいんです。1 つは、先ほどの一般質問でもありました、農地・水・環境保全向上対策事業。総額で 2 億 9,100 万円。市の持ち出しが 7,300 万円。内容は、農村の環境をどう保持をして、農地を守っていくのか。景観をどう維持するのか。大変、非常に高邁な視点でやろうとしている。5 年続くということです、これは。で、先ほどのご答弁では、交付税制度も盤石だということ。普通交付税措置と特別交付税措置。おやりになるんでしょう。

この事業そのものの是非論は別にしても、ここには、これは吉田先輩からお借りした、「農地・水・環境保全の向上のために」という、農林水産省農林振興局。これ早めに出た資料を見ますと、この市町村と活動組織と地域協議会とのかかわりがありまして、事業の継続ということがあります。市町村と活動組織との協定締結と、こういう市町村のかかわりが大きい。地域協議会というのは、これは府県レベルの問題でしょうけれども、この活動組織は規約をつくったり、活動計画を策定したりということでもあります。

ここで、活動組織の参加者を募りますという、ひとつの Q & A の中に、この活動組織には非農業者もかかるとこう書いているわけで、なぜ非農業者もかかわるのかということを書いています。この地域外の人でもいいんですかと、こういう問いに対しまして、こ

の答えている人は、農業者の方は原則として対象地域の中で農業を営んでいる方（所有者、耕作者のどちらでも構いません）を構成員とします。農業者以外の構成員は、地域の内外は問いません。いずれにしても何らかの形で地域の資源を守る共同活動に参加していただくことが条件ですとこういう文があるんです。

これは、いつぞやもお話しましたが、民主党の道民連合が、毎年行われております移動政審、岩見沢で行われたときに私も参加をいたしました。岩見沢市の各首長、今年の夏場でしたけれども、この農地・水・環境保全向上対策事業について、どう非農家の理解を得るのかということ、これがポイントですという話をされていました。財源の問題、こう話していました。

私は、この現下のこの冬季に就労を余儀なくされ、さらに国の1つの支援対策が後退をすると、こういう状況の中で、これは通年雇用支援事業とのかかわりもあります、ありますけれども、この2億9,100万円のこの大きな事業。ぜひ、知らない人が多い。私だってこれ、こうやって調べるからわかるんです。私農家の問題だと思っていたんです。よく考えたら違う、書いていることも違う。

ぜひこのことを、非農家に知らせる努力と、それから積極的に取り込む指導性を行政が発揮をしていただきたいと思います。結果として、それが雇用につながることであれば一番いいんです。どうでしょうか。

それからもう1つは、調査なくして、行政施策なしと、こうよく言われます。この労働行政にかかわる調査というのは、これ随分ありますけれども、3年に1辺のスパンで労働

基本調査というのをやってきています。

これは、回収率等の状況がどうなっているか、ちょっとお尋ねしたいのとあわせて、私が承知をしていたころというのは平成8年ぐらいでした。回収率が30%切っていました。切っていて、少ない業態からすれば1社しか回答がなくて、1社のやつ調査に出したらこれどこだとわかってしまうから、そういうのは報告でまとめられない状況もあったんです。

この労働基本調査というのは、美唄市オリジナルのものですから、議論した経過もありますけれども、当然そのときの労働状況、環境に応じて調査項目等も工夫されていると思いますけれど。実施時期やら調査項目やら、こういったものも含めて、この労働基本調査の充実に取り組んでいただきたいと思います。

個別の平成19年度の労働政策、これは先ほどお答えになったけれども実態はえらく違って、健康診断やめようとか、季節労働者もやめようとかでしょう。それから冬季の支援としての除雪にかかわるこれも、縮小しようということでしょう。大幅な後退です。市の独自の施策は。予算書を見ると。私はそのことは、この際言いません。それは予算委員会等がありますから。

ただ、これらの先ほど言った、農業施策として称された、農地・水・環境保全向上対策事業のかかわりやら、それから新たに国が800万円出すと言われております、通年雇用促進支援事業。美唄でもこれを1つの団体として取り組もうという、そういう経過があるわけですから、ぜひ能動的に、したたかにこういった国の制度等は活用して、少しでもこ

の雇用にかかわる、辛い人方の雇用にかかわるような前向きな、積極的な対応をお願いをしたいと思うんです。この辺、重ねてお尋ねをしたいと思います。

●議長長岡正勝君 午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 3 分 休憩

午後 1 時 2 3 分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

紫藤議員の 2 回目の質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、指標の見通しと今後の考え方がありますが、実質公債費比率については、公債費負担適性化計画を策定し、公債費負担の抑制を図り、適切に対応をしてまいりたいと、このように考えてございます。

また、市立病院の不良債務が多額であることから、特に連結実質赤字比率の基準が対象となると懸念されるため、どのような数字となるか十分に注視しなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、早期健全化段階並びに再生段階の 2 段階の基準について、今後情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成 19 年度予算編成における人件費削減についてであります。6 億 7,000 万円

の収支不足に対応するため、歳入の財源確保、事務事業の見直しや基金処分、建設事業の削減など最大限に努めたところでございますが、財源不足額が大きく、職員給与の削減に頼らざるを得ない状況となったものであり、全会計で約 3 億 5,500 万円の削減をしようとするものでございます。

職員には、大きな負担を強いることとなり、大変厳しい選択となりましたが、病院統合問題などを抱え、将来に向けて財政健全化が急務となっていることから、緊急の措置として給与構造の改革とあわせ、独自削減を行うこととしたものでございます。

美唄市のおかれている状況は大変厳しく、職員には危機意識を持ってこの試練の時代に向かわなければならないことにつきまして、理解を求めていきたいと考えております。

次に、計画行政についてであります。本市の財政構造は約 7 割が依存財源となっており、予算の編成に当たっては、国の地方財政対策により、大きく左右されやすいものとなっております。

今後、まちづくりプラン後期基本計画については、公債費適性化計画との整合性を図りながら、自立推進計画とあわせてシビル・ミニマムの視点からも必要な見直しをはかってまいりたいと考えております。

次に、私の公約などについてであります。私は本市の活性化を第一に考え、公約を掲げたところであり、現状の厳しい財政状況を踏まえ、必要なものは実現させ、見直すべきものは見直していきたいと考えております。

職員との危機意識の共有に関しては、職員と心をひとつにし、一丸となってこの難局を

乗り越えていかなければならないと考えており、一層の意識の徹底を図ってまいります。

また、私自身の姿勢に関しましては、今年度から報酬額が減額改定となり、さらに来年度において期末手当の独自削減を提案しているところでございます。

次に、新病院移行に伴う職員配置についてであります。職員配置は健全経営を行う上でもその規模や診療体制に応じた配置が基本であると考えております。今後、労働者健康福祉機構と具体的な協議を進めることとなりますが、市立病院職員の雇用の場の確保については、最大の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、雇用対策についてであります。初めに、今後予定しております「農地・水・環境保全向上対策」における非農家の参画のあり方については、共同活動連絡協議会等と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、労働基本調査についてであります。この調査は3年ごとに実施しており、回収率は平成11年は29.7%、14年は62%、17年は41.3%となっております。市内における従業員の労働条件や雇用実態を把握する唯一の手段であることから、今後も実施時期や調査内容を検討しながら実施してまいりたいと考えております。

次に、季節労働者の通年雇用対策についてであります。国では新たな補助メニューとして新年度から「通年雇用促進支援事業（仮称）」を実施することとしており、過日本事業の概要についての説明会が行われたところですが、今後示される具体的内容を見ながら取り組みについて検討してまいりたいと考えて

おります。

●議長長岡正勝君 18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 重ねての質問に対するご答弁がありました。

1つ目の、どの比率が注目すべきもので、そしてこの早期是正団体に適応される可能性ということをお尋ねしましたら、情報収集しますと。いわばこの判断比率というものがどうなるかわからないから、情報収集しますということですから。

私再質問でも申し上げましたけれども、基本的に法律がどう変わろうが、基礎自治体が行財政運営していく上において、1番財務の実態なりを承知をしている、市長をはじめ、執行側の皆さん方が、この財政の健全化に向けて、常にその問題を意識している、日常的な仕事の中で取り組まなければならないことです。これいまさらの話ではなくて。

ただ国が今度縛りをかけて、そしていわば先送りをしようとする体質やら、潜在的にひとつ隠そうとする、そういった体質を、この際容認できないと。全国一律のそういうルールをつくることによって、地方の財務の状況、これをやはり住民に知らしめると、そういうことをいわば上から、本来私どもがやらなければならないことを、上からそうせざるを得なくなった。要因つくったのは、国が大きな要素があるので、なんだという気持ちはあります。気持ちはありますけれど、そこで情報収集するというようなことだけで、私は済まない。先ほど言ったとおり、この19年度の予算を審査するに当たって、どうなっていくかということを見通した上で審査するのと、これ全然違います。市民の皆さんの市政に対

する要望なりの扱いの仕方も含めてです。だから私具体的に申し上げたでしょう。連結実質赤字比率ということが大きな要素になって、要因がかぶれば、これ 19 年度の全国的にこの比率が明らかにされる、ここに入っていくでしょうと。美唄の場合も。最大現行の、これ標準財政規模の捉え方もあるのかもしれませんが、

だから、健全化団体の早期健全化団体になるという前提で取り組む予算なのかどうかという、その心構えが必要だということです。このところ率直にどう思われますか。

私はそういう、本当に厳しい、だからこの 19 年度予算の過去考えられなかった人件費の、先ほどの収支不足の対応でもありましたけれど、結果になったんでしょう。

この辺を、ひとつ心が伝わるようなご答弁いただきたいと思うんです。

それと、計画行政のかかわりですが、私は計画の前にどういう市にしていこう、まちにしていこうと、どういう仕事をこれからしていこうと、こういう後期計画をこの現状にあわせて、しっかり見直して計画に反映すべきだから、予算できて計画をさあこれからつくりますなんてことは、まさに順序が逆で、その辺の認識しっかり持っておられるかどうか、このこともお尋ねをしたつもりです。

それで、やはりこれからの計画行政、当面後期計画は 18 年から 22 年で終わるわけです。しかし一方、自立推進計画というのは、合併か、それから自立かという経過の中で、平成 32 年まで、15 年間のスパンで、収支計画をつくった経過があるんです。

到達する段階での美唄の状況というのがど

うなっているか、これにシビル・ミニマムの発想というのが、こういう考え方も取り入れるということです。

ぜひ、来年、再来年退職なさる方とか、私どもの任期はこれ来月一杯ですから、市の中の、今後少なくとも継続して勤務される若い中堅層、これを取り込んで、この計画を見届ける人を含めた計画づくりやっていただけないでしょうか。そこにお座りの皆さん方が適任でないということを言っているわけではないです。

やはり、自分がこの美唄をどうしていくかという、そういった仕事をしながら、生活をしながらやっていくかというそういった意味でのある意味別な責任を取れるような、そういう人方が実際に組み立てる計画づくり、やっていただけないでしょうか。

私は市の最高の意思決定機関であります庁議の公開ということを、前の市長から申し上げてきました。示される方向がどれだけ部長が受けて、それを課に流れ、課から係全体のものになっているのだろうか。そしてあわせて、その中で双方向の議論が戦わされて、さまざまな施策に生かされるような体制になっているんだらうかと、そういった危惧の念からまずは庁議を活発にすると。どなたでも見られるようなしっかりとした意思機関として、庁内の中の意思機関としての役割が、かかわる構成員の皆さん方が真剣な議論が戦わされるというような、そういうものを期待をして庁議の公開ということを申し上げてきた。

そのことが、やはり市政の課題を 1 人ひとりの職員の皆さんが共有をしていくということにつながるわけですから。

そのことは検討されるというお話もありましたけれども、実際には実行されていない。こういうまさにこの美唄がどうなるという、その計画づくりですから、ぜひ若手の、退職まで責任を持って見届けられる、こういう人方を組み入れたものに、ぜひしていただけないですか。この点、お答えをいただきたいと思うんです。

それから、先ほど市長はおっしゃいました。10%本俸を落としたとか、それから期末手当、1カ月の話をされましたけれども。

私はこれ言いたくなかったんですけど、井坂前市長のときに、これは平成16年4月からですけど、90万5,000円を2割、2カ年続けた。18年に報酬そのものを、これは暫定的な措置ではなくて、恒久的な措置として、当然退職金等に跳ね返る部分ですけども、10%戻して報酬を設定している。18年の4月1日以降です。18年経過して16年とのそれを踏襲するということです。変わらない。16年から見たら10%アップしているんです。

一時金、これは市の職員、去年も一時金一律、これ係長以下0.8、課長補佐以上1.0。一時金の削減実施。自主削減として取り組んだ。これは、私どもも然りですし、特別職の皆さんも連動してそのまま落としている。何も変わらないんです。

ご自身のこの経営責任というのをどのようにお取りになるのかということに、答えていないじゃないですか。みずからご判断なさることだから、私どもはこう言ってああ言うということではないんです。

しかし、職員が受ける痛みということを考えますと、やはりそこで経営者としてどうな

んだと、使用者として。当然私はついてくるものだと。

再質問のときに申し上げましたけれども、これはこの年度始まるときに、議会でも議長を通じて議会費の圧縮についてご要請があったというふうに、議長から聞いております。

誤解のないように私どもこの際申し上げておきたいんですけども、私どもの議会とすれば、みずから来年の4月に実施される市議選挙、22名の定数を当時はまさに画期的、いいか悪いか別にしましても、過去なかったような大幅な6名減ということを取り組んだ。そして、いわば行政視察等についても、回数制限、さらには日程の圧縮、これらに取り組んだ。みずからやれることはみずから考えようということ考えて示した。それは自立か合併か。みずから検討して時間をかけてやったこと。

それを12月の年前に、金がないからということでの議会もどうだということ、これはいかがなのかと。みずから判断すべきことだ。そしてあわせて、いまの美唄の現状と、今後どうしていくかということきをきちと把握をした上で議論しようと、主体的に。こういうお話です。そういう議論です。

ですから当然、過去の扱いからしまして、この市の職員の一時金も議会の一時金に連動してくる。それから基本給等の扱いについても、これだけの大幅なものがあつたときに、黙っていられるかという問題になってくるんです。そうすると、議会費全体としてどうするかということ改めて、これは時間がないからおそらく新しく改選された皆さん方の議論になる、つながっていく話だと思うんです。

物事は手順がかかるわけですが、情報をいち早く持ち、今後の見通しを持たれる経営者として、使用者としてのみずから率先をして範を示すと。こういった姿が見えない。このことについて、改めてお答えいただけませんか。

それと病院のこの雇用のことですが、これから全力で頑張られるということです。新たにそういうどういった病院規模になるかというのがありますから、そうでしょうけれども、すでに内定とか決定とか言っていないといつても、もうすでにくつつく方向で詰めの議論をしていると。20年4月には新しい病院開設したいということまで言っているわけです。ここ、やれることとやれないことあると思うんです、私は。

一応労災病院の皆さん方は全国展開をなさっているということで、声の受け皿あるでしょうけれども、この市立病院のスタッフの皆さん方、では果たしてどういった縮減幅になったら、どのような受け入れ体制ができるんだろうかという議論になってきます。

ここ、全部決まったあとぼんと出されるのではこれ、今後の生活なり、暮らしどう立てるかということ、すぐ考えなさいということになってしまいます。

いつ頃それは明らかにするつもりですか。規模その他について。職員数どうしたいということも。それを教えてください。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

私、先ほどいろんな4つの基準の中で、数値の部分、これは4つが示されておりまして、

私どもこれは美唄にとって大変な問題ですから、いろんな情報収集を行っております。

そんな中で総務省の方に出向きまして、いろんな方からも未定稿の原稿はいただいております。これが正式に発表されていないものですから、このことがまだ発表できないということで、このあたりは今後情報収集という形で努めておりますけれども、段階的に数値を二段階等に決めまして、そこからは早期健全化段階、それからそれ以上の数値になると、再生段階と、こういうふうに示されると。

この区分されるんですけれど、この数値がまだ示されていないと、そういうことのほかに、病院に関してまた別な数字がありまして、資金不足比率という別な数値があります。この比率も、それ以上になると、これは健全化をしなければいけないと、この3つの数字がいろいろあるような状況です。

ただ、これはまだ事務段階の、本当に未定稿ということで、考え方を示しているものですから、最終決定していないということでお示しできないんですけれども、そういう総務省とのいろんな情報のやりとり等を通じて、美唄市のいまの病院経営、これに関してはどの数値を基準にしてもかなり危ないと、このいまの不良債務が20億円近い部分でいくと、これは本当にこの新しい法律に、対象になるとなると、こんなこともいろいろアドバイス受けながら、いまからこれについて全力を挙げていかなければいけないと、こんなことをいま努力している部分でございますので、ご理解願いたいと思います。

それから2点目のこの計画づくりでございますけれども、まさにこれからの計画づくり

に、これから行政を担う若い方々他の意見を反映させると、このことは非常に重要なことだと思いますので、今後の見直しにつきまして、こういう全職員の考え方、特に若い方の考えが反映されるよう、その組織づくりにひとつ検討してまいりたいと思っております。

それから３点目につきましては、私の報酬という問題でございますけれども、これに関しましては、私は自主的にやるというのではなくて、正式に条例できちとした見直しをするということで、報酬審議会で議論していただいて決定したと。そういう中で、この報酬のカットが退職金にも跳ね返ると減額につながるというようなもので、昨年実施したものでございますけれども、今後におきまして、美唄市の財政状況いろんな形で厳しいものが予想されますので、これについても今後また再度、特別職の報酬審議会等ご議論いただくかどうか、このあたりも検討してまいりたいと思っております。

それから４点目の病院の問題でございますけれども、これはいま病床数がどれぐらいが適当なのかということをいろいろコンサルにかけて、ある意味で決定したわけでございますけれども、これについて、機構本部とこの病床数をめぐって今後動く可能性もあると。もっとふやすべきだとか、もっと減らすべきだと、このようなことから体制がまた動く可能性もあります。

それから私どもは統合をお願いしている部分でございます、これが決定しないうちにこの職員に対してこのような内容の体制だということをお話しするのは、私は混乱を招くだけだと。それと、労災病院の体制、それか

ら市立病院の体制、これがどうかかわっていくか。どの比率でなるかと、このあたりもこれからきちっと協議しなければいけないという問題です。

だからそのあたりがまだ詰まらない段階で、職員の方にはまだお話しする段階ではないということで、この４月、最終的な決定をしていただいて、それから早急に話したいということで、このあたりが非常に不確定なものですから、いまお話できない状況でございますけれども、いずれにしましても働いている人が職場の確保につけて、私どもは全力を挙げてまいりたいと考えております。

ただ、いまの状態ですと、この市立病院が廃院になったり、新病院になったり、いろんな形が予想される。その中では、働いている人が職場が失う、こんなことも考えられますので、私どもは２つの職場が何とか力をあわせて残るため、私はこの雇用がそこで一定程度確保されると、このような視点からいま全力を挙げている部分でございますので、ご理解願いたいと思います。

●議長長岡正勝君 紫藤委員の本件に関する発言はすでに３回に及びましたが、会議規則第５６条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

１８番紫藤政則議員。

●１８番紫藤政則議員 発言を許していただきまして、ありがとうございます。

これが最後の発言ということになると思うんですが、市長ご自身の、いわば何をどうすべきかと。長としての責任をどう果たすべきなのかということはすでに申し上げましたので、繰り返してなぜ私がこういうことを申し

上げるかという、その言わんとしている趣旨については省きますけれど、具体的に最も必要なこと、この部分については先ほどお答えになっていない部分があるんだけど。

公約の部分、同僚議員のけさの出されました「食の駅」です。当初私が、求めていただいたこの行程表です。これはマニフェストをつくるべきだということで、お出しいただいて、これ 17 年 4 月にいただいたやつですけど、食の駅と美唄ブランドをつくり出すということで、3つの内容がある。「農産物加工施設と販売施設の新設」「歩道橋による日本一の直線道路の活用」「美唄ブランドの開発と P R」ということで平成 17 年に調査・検討し、一部、食の駅農産物加工施設等については 18 年度に方針を決定し、19 年度に計画を決定し、20 年度に実施と、こういういわばタイムスケジュールです。行程が示されていたわけでありま

す。過去 2 カ年、調査が継続をしたわけですよ。具体的に調査費は、これは表に出る部分は 2 年間で 150 万円。人件費等もありますでしょうから、やっぱり 200 万円を超えているでしょう。この調査を受けて、ことしはいわゆる基本構想をつくろうと。100 万円の予算計上

がなされている。けさ方の質疑答弁の中では、22 年というお話が出たというふうに記憶していたんですが、いわゆる建設完了なのか、着手なのかわかりませんが、この 17 年から 20 年までのこの計画そのものは、すでに当初なるはずのものがそうになっていないということです。しかし、この食の駅構想は捨てない。引き続き、市長はこの実現に向けて、頑張るとこうい

うことだと思うんです。

しかし、さまざま要素がこれありで、1 期の任期中に日の目を見るということにはならないと。ということは、今後 19、20 と調査というものが続くという、こういうふうに推測するんですけど。

私は過去 2 年間の中で、この構想というのは、発想はいいかもしれない。しかし具体的に実現をするとすると、実現の可能性、実施主体、事業主体等とが明確でない問題、設置場所等の問題、ランニングコストの問題、そして建設にかかわる事業費の問題。先進事例等も出して、このことはおやめなさいということをやっていると

言いつつ、市長はこれは引き続きやると、一貫して申し上げて、答弁をされてきている。

今後若い人を入れた、そういった組織をつくって、本当に実効性のある「シビル・ミニマム」こういうものを意識した計画をつくるという段階では、長がこれからこの美唄をどうしていくべきかという中の、生き活き美唄の中心になるこの部分をどうするかということをやっていると

言いつつ、市長も、公約に掲げたが、やはり現状を見たときに、このことは断念をしたと。よし我々も、すべての事業を見直しながら、本当にその下から、現場を知っている下から実効性のあるものをつくっていかうと、私はこういう危機をチャンスにできるものだと思います。ぜひ、この点再考いただけないですか。

この、私は前に構想をつくれということで申し上げた、できないだろうということで申し上げたんですけど、構想で予算が出て決

まっけてしましまして、このことはやはり私どもが市民連合会派4名ですが、議論しておりますけれども、議会が夕張問題を契機にして、一体どんなチェックをしてきたんだらうかと、議会の役割を果たしてきたんだらうかと、単なる追認機関でなかったらうかと、こういう批判が起きていまして、あわせて今回の新しい財政再生法制の中にも、果たしてチェック機能としての、監視機能としての役割を果たしてきたんだらうかと、監査に対しても疑義をもって、外部監査ということまで言っています。この数値を決めるに当たって、外部監査を、チェックをさせるということまで言っている。

我々の果たす役割、責任、非常に重く感じながら、この19年度予算に対応するとしたら、私どもは井坂市政下でしたが、登り窯をやるべきでないという予算修正を出しました。

この基本構想の調査費についても、予算修正も視野に入れて、しっかりと議論していこうと。意思を明確にしていく。それは議会のことになるかどうか分かりません。しかし、議員としての、会派としての意思を明確にしていこうという議論をしております。願うことであれば、自主的にこのような状況を踏まえて、市長が決断をされることを期待をするわけです。ご答弁をいただければと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

食の駅についてであります。私は本市の活性化を図るため、基幹産業である農業を中心として商工業、観光などが連携する仕組みづくりを進めていくことが重要であると考え

ておりますので、食の駅を核として、その実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

なお、本市の財政状況十分踏まえながら、ハード重視ではなく、ソフト重視をしたものと考えております。

いずれにいたしましても、私に与えられた使命と責任は、厳しい現実を直視するとともに、本市のさまざまな可能性に果敢に挑戦し、地域の自立に向けた持続可能なまちづくりに取り組んでいくことであると思いますので、この点ご理解いただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

13 番谷村孝一議員。

●13 番谷村孝一議員（登壇） 平成19年度第1回定例会審議会に当たり、先に通告のとおり、私は大綱2点について市長にお伺いいたします。

その1点目は、平成19年度予算編成についてであります。

近年、三位一体改革の名の下に補助金及び地方交付税の減額が続いており、全国どの自治体においても歳入不足により厳しい行財政運営が強いられております。加えて、今日までの公債費比率が、本市も含めて国の示す上限比率に近づいている状況から、単年度収支均衡を図るために徹底した聖域なし行財政改革を進めなくてはならず、市役所、議会、そして市民も痛みを分かちあって、この難局を乗り越えていかななくてはならず、その意味で今次提案の予算案は、事務事業の見直しや、市民の負担の変更、さらに給与の独自削減、議員定数の減などまさに美唄版の三位一体改革であります。加えて、普通建設事業の中で、

大きな事業の完了に伴い、一般会計で前年対比 9.4%減の 169 億 3,800 万円と緊縮予算となっております。

そのような中であっても、市政は川の流れと同じで 1 日の停滞も許されず、市民福祉の向上のために市政運営に努めなければならず、まさに市長の真価が問われていると思います。19 年度予算編成に当たっての今日までの努力はうかがい知れるわけですが、率直に市長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

そこで、地方交付税の関係であります、先ほども同僚議員が触れておりますが、重複を避ける意味で質問を続けさせていただきたいと思います。

従来の交付税算定に、人口と面積を中心にした算定方法による、いわゆる新型交付税が 1 割程度加味されると言われており、本市の今年度の地方交付税歳入の見込みで 0.3%増の 2,300 万円が見込まれておりますが、今年度の交付税のふえる要因内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

また、全体で 3,000 億円の割り増し配分をする「頑張る地方応援プログラム」で、9つの指標で成果が上がった市町村に上乗せを決めておりますが、9つの指標内容と本市の施策の中で、これに該当する事業があればお伺いいたします。

さらに、地方分権を進めていくために、三位一体改革の一環として行われる、全体で 3 兆円規模の国からの地方への税源移譲であります。

所得税を今年 1 月から、住民税を 6 月から税率を変え、地方にできることは地方にという理念で、税制が改定され動き出しております。

国は、税源の差し替えと言っておりますが、しかし今年からは定率減税の廃止によって、実質増税になるわけでございます。

本市の市税歳入見込みも 10.4%増の 2 億 2,900 万円となっておりますが、所得税率、住民税率がどのように変わるのか。そして美唄市民 1 人当たりでどのぐらいの増税になるのか。特に年金受給者、サラリーマンについてお伺いをいたします。

次に、大綱の 2 点目は、鳥インフルエンザについてであります。

アジア、中東を中心に流行している抗病原性鳥インフルエンザが宮崎、岡山両県で発生、大量の鳥を処分し、感染を止めるための防疫対策を講じ、ようやくにして鶏肉の移動制限解除が 1 カ月ぶりに行われ、通常の流通に戻り、終息が宣言されたわけですが、しかしいまだインフルエンザ進入経路がはっきりしない中で、有力とされているのが渡り鳥説であります。

今年に入って、国内で発生したウイルスは遺伝子分析の結果、中国の青海湖で鳥の大量死をもたらしたウイルスと近縁だということがわかり、チベットの湖と日本が渡り鳥でどのようにつながっているのか解明されていないが、環境省の渡り鳥解明事業でわかったのは、1 東北・北海道経てシベリアへ渡る。2 日本海を横断してシベリアへ。3 日本海へ出してから琵琶湖に戻り、その後シベリアへ。まちまちであったが日本でも 04 年から野鳥のモニタリング調査を行っているが、渡り鳥による媒介の危険性が高まる可能性が心配されておりますが、本市の場合も、毎年数万羽の水鳥が飛来するわけで、今年 3 月にも水鳥湿

地センターが開設されていることになっておりますが、水鳥のモニタリング調査の見学があるのかお伺いをいたします。

最近の報道で出されているとおり、鳥インフルエンザが新型のインフルエンザに変異し、これが流行すると道内でも 100 万人以上が病院にかかり、7,000 人以上が死亡と推計されているが、入院先の確保、物流の停滞による食糧不足、感染をおそれた人々は家にこもり、まちは静まりかえりゴースト化されることが予測されております。人は、新型に対する免疫を持たないため、ひとたび発生すると短期的に世界にまん延すると言われております。

そのため、本市としても市民の安全を図る意味で、検疫所や医療機関と連携し、訓練や市民に対する啓蒙の必要があると思いますが、市長の見解をお伺いし、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 谷村議員の質問にお答えします。

初めに、平成 19 年度予算編成について、予算編成に当たっての私の思いについてですが、国においては地方自治体の財政健全化に向けた再生法制の整備や新型交付税の導入など、地方に対しても一層の行財政改革を強く求めてくる中、本市においてはこれまで経験したことのない財政危機の状況に至っております。

このことから、自立と協働の推進、重点施策の推進、単年度収支の黒字化の実現など、基本的な考え方として予算編成に当たってまいりました。

今日、本市を取り巻く財政環境が目まぐる

しく変化する中、市民への説明責任を果たし、市民との協働により、自立の道を歩んでいくことのできる地域社会づくりを進めるとともに、一般会計はもとより、市立病院をはじめ、各会計を含めた健全化に取り組み、持続可能な自治体経営に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、交付税の増額要因についてですが、平成 19 年度地方交付税総額は 15 兆 2,000 億円、前年度対比 4.4%減となりましたが、本市におきましては市税収入の伸びが全国平均よりも低いこと、また、公債費にかかる交付税算入が増加することなどの理由から、前年度対比 0.3%、2,300 万円増とし、予算計上したところでございます。

次に、地方交付税の上乗せ指標と該当施策についてですが、地方独自のプログラムをみずから考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、全国で 3,000 億円程度の地方交付税措置を講じるものであり、具体的には各地方公共団体がプロジェクトを作成し、住民に公表することとし、プロジェクトに取り組むための経費を支援するほか、成果指標をもとに交付税の算定に反映されることとなっております。

なお、成果指標としては、行政改革指標、農業産出額、製造品出荷額、事業所数、出生率、転入者人口、小売業年間商品販売額、若年者就業率、ごみ処理用量の 9 項目が例示されており、本市においてどのような指標が該当し得るか、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、鳥インフルエンザについて、宮島沼水鳥・湿地センターでのモニタリング調査に

ついてであります。今春オープンする水鳥・湿地センターでの事業計画の中で、水鳥の飛行ルートや行動習性など、飛来する水鳥や野生生物のモニタリング調査を予定しており、宮島沼とその周辺における環境保全を目的として、継続的に実施してまいりたいと考えております。

なお、鳥インフルエンザにつきましては、モニタリングの調査項目に分けておりませんが、専門的な調査につきましては、今後必要に応じ、国において行われるものと認識しております。

次に、新型インフルエンザへの対応についてであります。平成 17 年度に国や道が対策マニュアルを作成し、さらに本年 1 月には国から、「新型インフルエンザ発症初期における早期対応戦略ガイドライン」の案が示されたところであります。

その中では役割として、国は対策の実施に関して支援すること、道は保健所において新型インフルエンザにかかわる相談・啓発や、市町村への指導監督を行うこととなっており、市町村においては保健所の指導のもとに対応することになります。

また、医療体制につきましては、新型インフルエンザが感染症であることから、道において指定医療機関を広域的に整備しているところでございます。

いずれにいたしましても、新型インフルエンザにつきましては、国や道の指導監督のもと、市民周知など必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、所得税率、住民税率の変更について、定率減税廃止に伴う市民 1 人当たりの増税額

については、市民部長から答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 市民部長。

●市民部長吉田 譲君 所得税等の税率の変更及び定率減税廃止に伴う影響額につきましては、私からご答弁をさせていただきます。

所得税率、住民税率の変更についてですが、三位一体改革の一環として、国の所得税から地方の住民税へ 3 兆円の税源移譲が実施されることとなり、これに伴い税率構造も見直しがされました。

変更内容を申し上げますと、所得税については、課税所得に応じ、税率 10% から 37% の 4 段階であったものが、5% から 40% の 6 段階に細分化され、住民税については道民税が 2% と 3% の 2 段階から 4% へ、市民税が 3% から 10% の 3 段階であったものが 6% へ、市民税と道民税をあわせて一律 10% の税率構造に変わりました。

この結果、ほとんどの方は本年 1 月分から所得税が減り、その分本年 6 月から住民税がふえることとなりますが、税源の移し替えなので基本的には所得税と住民税の合計負担額には変化はないこととなります。

なお、この改正による影響額は、市民税が約 1 億 8,700 万円の増となる一方、所得譲与税では約 1 億 9,900 万円の減となる見込であります。

次に、定率減税廃止に伴う市民 1 人当たりの影響額についてですが、平成 11 年度から景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税が、最近の経済状況を踏まえ、所得税は平成 19 年 1 月分からすでに廃止され、住民税は平成 19 年 6 月分

から廃止されます。

この改正による影響額は、平成 18 年度と比較しますと、市民税で約 3,892 万円の増となる見込であり、その主な内訳としては給与所得者では 1 人当たり 4,300 円程度、年金所得者では 1 人当たり 1,700 円程度の負担増につながるものと積算しております。

●議長長岡正勝君 13 番谷村孝一議員。

●13 番谷村孝一議員 この場から 1 点だけ再質問させていただきます。

先ほどのいわゆる「頑張る地方の応援プログラム」の中で、全国で 3,000 億円の地方交付税に上乗せする施策が出されております。

これは、先ほど答弁の中でありました 9 つの指標に基づいて、成果が上がったものに対して上乗せをすると、こういうことでございましたけれども、本来この交付税に抱き合わせでこういう施策が出ること自体が、私自身認識不足なのかもしれませんが、地方交付税の理念からかなり離れてきているなというふうに感じるわけです。

どうも、三位一体改革のあたりから、この地方交付税がなし崩しになってきている。それがいえば、今回抱き合わせでこの施策が出たということは、激変緩和的な感があるのかなという気もいたしております。

いずれにいたしましても、こういう施策が上乗せで出たわけですから、今後本市の施策の中で、積極的にこれらを取り入れていく必要があると思います。1 つには財源不足を補うということ、そういう意味もあるでしょうし、もう 1 つは、その 9 つの事業をやることによって、美唄市のまちの活性化にもつながる、こういう観点から大いに施策に反映させ

るべきだと思いますが、いま一度市長の意気込みをお伺いいたしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 谷村議員の質問にお答えします。

頑張る地方応援プログラムについてであります。地方が持つ多様性や創造性をいかすことが、真の地方分権につながるものであり、本市のさまざまな可能性に果敢に挑戦し、地域の自立に向けた取り組みを進めることが極めて重要であると考えております。

このため、制度の詳細の把握に努めながら、子育て支援や介護予防あるいは交流の推進など、福祉・環境・交流・経済振興などを中心に施策に該当するものについては取り組みに向け検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

10 番米田良克議員。

●10 番米田良克議員（登壇） 2007 年度第 1 回定例会に当たり、大綱 4 点について市長並びに教育長に質問をいたします。

1 点目は国民保護計画についてであります。本定例会の初日に、国民保護計画の報告がありました。これを読ませていただいて、いくつかお尋ねをしたいというふうに思います。

まず 1 つ目は、市長の基本的な考え方についてであります。先に素案を公表して、市民の意見を求められた。それで、寄せられた市民意見によって前文のはじめに世界の平和と安定の維持、国が平和主義と国際協調の考え方で外交努力の必要性があると、これを加えたことは適切な判断だったというふうに思います。このことは憲法の柱の 1 つである平和主義を忘れないためにも大事な指摘だった

というふうに思うわけです。

この国民保護計画をつくるに当たって、つくらなければならない市長として、ことに当たる基本的な考え方をお伺いをしたいと思います。

2つ目は、この計画の具体化に向けての庁内協議について伺いますが、大変分厚い計画でありまして、資料部分を除いても92ページにも渡る膨大な内容です。

この内容をどのように具体化していくか、市の職員の方にすれば日常業務とはかなりかけ離れた内容も少なくないと思うんですが、具体化するための庁内体制をどのようにするか伺います。

3つ目として、準備に要する経費についてありますが、計画の90ページには国民保護措置の実施に要した費用は国が負担するというふうに述べられておりますけれども、これは準備の部分も含めてのものであるのかどうか。経費の調達をどのように考えておられるか伺います。

4点目は、職員の研修と訓練についてですが、計画書の23ページ、24ページには職員の研修と訓練について書かれておりますが、どのような研修や訓練を考えておられるのか。計画ができたばかりということもあって、十分な準備ではないのかもしれませんが、現時点でお答えいただける分について答弁をいただきたいというふうに思います。

大綱の2点目は、卒業式・入学式における「君が代」の実施についてであります。去年の3月の卒業式です。ことしと同じく第1回定例会の期間中に当たります、ちょうど。そして、4月になって入学式ということで運ば

れたわけですが、この反省を生かしたことしの卒業式・入学式に向けての考え方を伺いたいということです。

去年の卒業式・入学式では、過去に私としては経験のない事態が起きました。およそ小中学校の卒業式・入学式としては考えられない中身であります。これは、小中学校ばかりではなくて、高等学校にしても同じことではないかなというふうに思います。

卒業式・入学式のことになると、すぐ東京都のことが思い浮かぶわけでありましてけれども、去年の美唄の状況というのは、東京都でもやっていない、そういう内容であったということです。

それで、今年も卒業式目前でありますけれども、去年の事態を反省しての考え方で行われるものと私は考えるわけですが、その考え方をお伺いしたいというふうに思います。

それとあわせて、この問題では12月の4定でも質問をさせていただいたんですが、考え方に変わらないという教育長の答弁だったです。そして私が質問した翌日の北海道新聞はこのことを取り上げていました。なぜか教育長の答弁だけが報道されまして、私が質問した内容は全然取り上げられていない、これは教育長の決意表明みたいなそういう中身だったなというふうに、極めて私としては不本意な報道だったというふうに思うわけです。そういうことのないような答弁をぜひいただきたいというふうに思っております。

次に、このことにかかわってですが、去年の9月の東京地裁判決、10月の道人事委員会裁決というものがあつたわけですが、

当然これを踏まえた実施になるかというふうに思いまして、そのことについてお尋ねをします。

東京地裁の予防訴訟判決は、憲法 19 条の思想良心の自由の視点から教師の思想良心を尊重されるべきという当然の判断がなされたわけです。起立・斉唱・伴奏などの強制はできないと明確に判断をし、東京都教員の処分を振りかざしての強権行政の誤りを指摘し、原告への損害賠償支払いまで命じております。そして、過去に例のない予防訴訟としての判断を裁判所が下したわけですから。

一方、北海道人事委員会の裁決は、卒業式・入学式の具体的な内容は、学習指導要領の大綱的基準に該当しないということとを判断し、卒業式・入学式については教職員間で十分に協議して決めるものとの判断をしております。

これらの判決、採決の内容を吟味すれば、地方教育委員会が何をすべきか、何をすべきでないか、校長はどう考えることが本来なのか、私は明白だと思います。ことしの卒業式・入学式の実施について、これらの観点、これらを踏まえた観点からどうお考えになるかお伺いします。

3 つ目は、卒業式・入学式の主人公についてお尋ねをします。卒業式・入学式の主人公は当然子どもたちだというふうに思うわけです。しかし、今年の卒業式、あるいは入学式の姿というものは、子どもたちのことを忘れてしまったの事態だと思います。

校長の中には、式辞やあるいは式後の挨拶で参列の父母にお詫びを述べた人もいたそうです。しかもその挨拶の中では、起立しない教職員が悪いということまで述べております。

子どもたちの置かれた状態や、子どもたちの気持ちなどをまったく、そういうもの頭にないと言わざるを得ません。

子どもたちの卒業を心から祝い、次のステップへの旅立ちを祝福するという本来の意義を忘れてしまっているのではないかと、このことをことしはどのようにして本来の姿にするのかお伺いをいたします。

次 4 番目として、教育基本法の改正による内容の変更について伺います。昨年 12 月に教育基本法は強引な手法で単独採決という、教育の憲法といわれる法律の改正におよそ相応しくないやり方で、慎重審議を望む多くの国民の気持ちを踏みにじって改正されました。私はまさに改悪だというふうに思います。

この改正教育基本法の成立が、ことしの卒業式・入学式にどんな影響を与えるのかお伺いをいたします。

次に、卒業式・入学式に参加する人たちの思想・信条の保障について伺います。

卒業式・入学式には、子どもたち、教職員のほかにも参加される方々がいます。特に子どもたちの父母の方々が参加されます。これらの方々の思想・信条の自由、思想・良心の自由が保障されることは当然のことだと思います。

少し前までは、美唄の卒業式・入学式でも国歌斉唱となったときに、ご賛同いただける方はご起立下さいと、そういう断りがあったんです。これは当然のことだというふうに思うわけですが、いまはありません。参加者の、思想・信条の自由が保障されるための手立てをどのようにとられるのかお伺いをいたします。

最後に、2月27日の最高裁判決の影響について伺います。もうほんの少し前です。2月27日に最高裁は、東京都の小学校教委が訴えていた、戒告処分取消し訴訟について、上告棄却の判決を出し、原告の敗訴が確定しました。この裁判結果は、ことしの卒業式・入学式にどんな影響を与えるのかお伺いをいたします。

次、大綱の3点目は、改正教育基本法について伺います。

先ほども述べましたが、12月の教育基本法「改正」がなされました。このことについての認識と評価についてお伺いをしたいと思います。

いまでも触れました、この改正について、どんな認識を持たれ、どんな評価をされるかお伺いをしたいと思うんです。

初日の教育行政執行方針の中で、教育をめぐる状況の大きな変化に伴い生じたさまざまな課題に対応するため、約半世紀ぶりに教育基本法が改正され、私たち1人ひとりがこれからの新しい時代に相応しい教育のあり方を真剣に考えて行かなければならないものと考えておりますとあります。

この文章からいきますと、さまざまな課題に対応するための改正と受け止めておられるようですけれども、本当にそうでしょうか。単独採決とか、強行採決とか言われる国会の状況は、先ほども言いましたが教育の憲法といわれる法律の改正に、およそ相応しくないやり方だと思います。

タウンミーティングでのやらせ質問、いわば八百長質問や、それから出席者の制限。自由に出ることができないとか、それから12

月の場合は札幌での公聴会が開かれましたけれども、次の日には特別委員会の採決、そういう日程です。ということは、公聴会は単なるアリバイで、国民の意見を聞きましたよという形をつくるだけで、実は国民の意見を聞く考えなどまるで初めからないということが言えるかと思います。

このような国会審議が教育の基本法を決めるに相応しい進め方とはいえないと思いますけれども、そのことはいかがでしょうか。

それでも、国会審議としての形式は整っているから、改正されたと考えるのが正しいと言えるのか、このことの認識をお伺いをいたします。

また、改正案の内容について、高められる条文の内容変更について高められるような議論は余りされていません。衆議院は特にこの点ではひどかったと思います。思い出していただければわかりますが、高校の単位未履修問題、それからいじめ問題、やらせタウンミーティングなどの問題に、ほとんどの時間が費やされました。参議院での審議でも、あの国会審議からどれだけの国民が改正の問題点と議論の内容を理解したでしょうか。

美唄市教育委員会として、執行方針のように教育長が述べられた教育行政執行方針のように淡々と受け止めていいのだろうかという点で、私は大いに疑問があります。このことについて、考え方をお伺いをいたします。

それからもう1点です。過去の議会答弁の考え方についてです。私は教育基本法の問題は何度か取り上げまして、改正されてしまった、改正前は教育基本法について、教育長の評価をお伺いをしております。

高い評価をされていたというふうに記憶しておりますが、このことについての考え方、現在どのようにお考えになるのか、あわせて伺いをいたします。

大綱の4点目は、学校教育について伺います。

その1つ目は、学校統合の進捗状況について伺うということで、実は質問をお出ししたんですが、きょうの最初の五十嵐議員の質問で、教育長の答弁をいただきました。状況は理解いたしました。

それで、そのことを踏まえた上で少しお尋ねをしたいんですが、私も地域の父母の方々が、来年4月スタートについてかなり危惧を持っているという話を聞いております。ということは、今日に至るまで、具体的な方向性が明確になって、もういま3月ですけど、4月からは平成19年度に入るわけです。ということは、20年4月スタートということはもう19年4月からは準備の年に具体的に入るわけです。

そういう段階にきているにもかかわらず、そのことが行えるんだろうかという危惧の念を、地域の方々が持っていらっしゃるということをお聞きしております。その点は、大丈夫なのかどうかということをお尋ねをしたい。

あわせて教育行政執行方針の中で、幼稚園や小学校の統合についても言及しておられます。特に小学校の部分について、時期的なものをお考えになっておられるのかどうか。現段階で、そのことをお尋ねしたいと思います。

2つ目は、確かな学力の向上について。ちょっとこの項目はわかりづらいんですが、教育行政執行方針の中の、学校教育の中で、確

かな学力の向上についてというくだりがございます。

これは、1つは、標準学力検査を本年度市教委が予算を組んで全市の学校でやられたわけですから、これは当然その狙い・目的を持ってなされたわけですが、そのことの活用状況、これはきのうから、同僚議員の質問の中でも取り上げられておりましたが、教育的な活用のために、当然なされるわけですが、それが余り教育的ではない、それは活用と言いません、利用と言いますか、そういう動きになることを心配するので、こういう質問をするわけですが、そういう心配はないぞということであれば、そのことをご答弁いただければというふうに思うわけです。

それからもう1つは、習熟度別指導について、これは毎年触れられておりますけれども、もう何年かなりです、この言葉が執行方針に載るようになりましてから。私はもう3年ぐらいになりますでしょうか、前に習熟度別指導の問題点について取り上げさせていただいたことがあります。

この習熟度別指導がなされている状況、そしてそこでは当然成果があるということになると思うんですが、成果、あるいはもしあれば問題点とかそれらをお伺いしたいというふうに思います。

それから3つ目としては、地域の信頼にこたえる学校づくりについて伺います。

これも執行方針の中で述べられておりますが、開かれた学校という考えに、まったく意義はありません。ただ、その中で、学校が自己評価や外部評価の公開などということを行うということを述べておられます。

これらの目的とか、期待する効果というもののについて、私は疑問を持っている部分もあります。と言いますのは、学校は計画を立てて、1年間実践をして、そしてその1年間の活動についてきちっと反省をして、そして翌年の計画を立てるということの繰り返しであります。

そのことでは自己評価というのは当然のことだと思えます。ただ、それは自分たちの教育実践をより良いものにするためにみずから振り返って反省をする。そして新しい計画を組み立てるということになるわけでありまして、自己評価というのはこういうものかというものが、どこかからやってきて、それを学校の中でやらねばならないという形になったのでは本来でないと思えます。

外部評価というものも、詳しく中身は押さえておりませんが、そのためのものということでは、本来ではないのか。ということは、評価を受けてよい結果を出したいと思うのは当然であります。そのために、悩みあるいは時間を割くということになったのでは、ただでも多忙な教職員の勤務というものが、益々その多忙さを増していくということになる。

多忙を増す、教職員が多忙であるということは何を生むかということ、子どもたちの指導という、本来業務にかかる時間がどんどん削られていくことになるわけです。ですから、そのようなおそれはないのだということを説明いただければというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

昨年から大きく問題になっておりますいじめ問題にしても、つい日曜日だったでしょう

か、さきのNHKで夜の7時半から10時ぐらいまで多くの方が参加しての番組を、いじめ問題でやっていました。いろんな立場の人が参加しておりましたけれども、立場の違いは当然としても、同じ立場の人であっても意見は随分違う。100人いたら100とおりの意見があるというぐらいさまざまな考え方がその中では述べられていました。

しかし、結局は教師と児童生徒の触れ合う時間が十分にあって、教師の目が子どもたちに十分行き届くということについてはほとんどの人の意見は異議がないんです。ですから、教師を多忙な状態に置くということは、学校にとってプラスはひとつもないんです。そういう意味で、ぜひ外向けの見た目を気にするようなことで大切なことを見失うというようなことにならないかどうか、その心配をするわけですが、お伺いをいたします。

それから、学期制の見直しは、その学校改善につながるというのは、どんな理屈なのか伺います。

それから、地域ぐるみの危機管理体制の確立ということも述べられています。これまで子どもが安全に通学できるというのは極めて大事なことです。

幸いにして美唄市内で子どもが犠牲になるというような事件が起きたという話は聞きませんから、これは大変喜ばしいことだというふうに思うんですけれども、しかし、危ない目にあわないように、事前に手立てを尽くすということも大切なことだと思うんです。ですから、危機管理体制の確立というのも、重要なことだと思います。

ただこれも、学校が中心になって進めると

いう考え方にもし立つならば、これも多忙化に拍車をかけることになる。ですからそういう部分はぜひ十分に考えていただいて、そういうことに教職員がならないように、ご配慮いただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

最後に、教職員研修について伺います。空知教育局の実践推進校事業。それから美唄の公開研究指定事業、これを両方あわせて年間の公開研究とか公開事業とかは何個ぐらいになるのでしょうか。

これも、空知の教育局の実践推進校事業というのは、前にもちょっと聞いたことがありますが、3年間で全部の学校が一回り、美唄市内の学校全部が3年間で指定を受けるという仕組みだというふうに伺っています。そうすると、単純に言えば3分の1ずつの学校がこのことに取り組まなければならないんです。

これも、やはり外向けをもし意識するということになれば、多忙化につながるということで、心配をするところであります。

それから、ふるさとを意識した指導という言葉がありますけれども、どういう内容を想定されているのかお伺いをいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 米田議員のご質問にお答えします。

初めに、国民保護計画に対する基本的な考え方がありますが、国民保護法は日本が武力攻撃や大規模テロを受けた場合、これらの事態から国民の生命、身体、財産を保護することを目的として制定されたものでありますが、こうした事態とならないよう、我が国は平和主義と国際協調のもとに、世界の平和と安全

のための努力を続けていくことが最も重要であると考えております。

しかし、万が一我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に、各関係機関と連携して避難や救援等、国民の保護に関する措置を的確かつ迅速に実施できるよう、国民保護法に基づき、国民保護計画を策定したものであります。

次に、この計画の具体化に向けての庁内協議についてであります。国民保護計画の実施を具体化するための庁内体制につきましては、計画の中で市対策本部の組織体制や、避難や救援に対する市役所各部署の主な役割、関係機関との相互の連携などを定めております。

計画の迅速な実行性を高めるためには、市職員等がこの計画について熟知していることが大変重要なことと考えることから、職員説明会や各関係機関との協議の場を設けるなど、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、準備に要する経費についてであります。平成18年度におきましては、国民保護計画策定に係る経費、国民保護協議会の設立・運営経費、消防団・自主防災組織との意見交換会などの経費について、普通交付税により措置されております。

平成19年度以降の平時における準備にかかる経費については、どのような財源措置となるか、現在具体的に示されておりませんが、国民保護に関する訓練経費については、国と共同して行う場合のみ、国民保護訓練費負担金として措置されることとなっております。

次に、職員の研修と訓練についてでありま

すが、研修につきましては、国民保護法の目的である職員1人ひとりが市民の生命、身体及び財産を守るという意識と心構えを平素から持つことが重要と考えることから、計画の趣旨や内容などについて職員説明会を開催するなど、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、訓練につきましては、地域住民の避難誘導、救援援助、応急措置などをいかに迅速に行うかという点において、自然災害を想定した防災訓練と共通する部分があることから、防災訓練と連携した訓練の実施に努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 米田議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、卒業式及び入学式における国旗・国歌の実施についてであります。教育委員会といたしましては、これまでも児童生徒に国旗及び国歌の意義を理解させ、それらを尊重する態度を育てる観点から、各学校において学習指導要領に基づき卒業式や入学式が適切に実施されるよう、繰り返し指導を行ってきているところでございます。

昨年度の卒業式・入学式では、教職員の望ましい態度について、「職務命令をもってしても」という強い指導を行ったところですが、一部の学校においては適切に実施されない状況もあり、今年度につきましても引き続き適切に実施されるよう指導してまいりたいと考えているところでございます。

次に、昨年9月の東京地裁判決及び10月の道人事委員会採決についてであります。いずれも現段階では上告及び再審請求が行われ

ているところであり、これについて直接言及する立場にはないと考えているところではあります。国旗・国歌につきましては、校長は日頃から教職員間の意思疎通、共通理解を図るよう努め、卒・入学式の実施に当たっては、国旗・国歌の実施の意思を明確に示し、全教職員の協力のもと、厳粛かつ清新な雰囲気の中で適切に実施することが重要であると考えているところでございます。

次に、卒・入学式の主人公についてですが、学校教育は人格の完成と社会の形成者としての資質を育成することを目的としておりますことから、卒・入学式の主人公はあくまでも卒業生及び入学生を中心とする児童生徒であると考えております。

そのような意味からも、学校行事の儀式的行事である卒・入学式は、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な雰囲気の中で児童生徒1人ひとりが新しい生活に向けて、集団への所属感あるいは連帯感を深める機会となるよう、児童生徒、教職員及び保護者が心をひとつにして実施されることが重要であると考えているところでございます。

次に、教育基本法改正との関係についてですが、学校の教育活動は教育の機会均等の確保と全国的な一定水準の維持を目的とした、学習指導要領を基準として校長が教育課程を編成し、これに基づいて行われているものであります。このことから、日常的な教育活動は、憲法及び教育基本法の理念のもとに行われているものと考えております。

次に、参加者の思想・信条の保障についてですが、国旗の掲揚及び国歌斉唱の適切な実施は、あくまでも公教育としての指導

上の課題であり、児童生徒及び参加者の思想及び良心の自由を侵害するものではないと考えているところでございます。

次に、2月27日に確定した「君が代ピアノ伴奏拒否戒告処分取消請求事件」最高裁判決との関連についてであります。最高裁の判決として持つ意味は大きいところと考えるところですが、これまでも卒・入学式の国旗・国歌につきましては、学習指導要領に基づき適切に実施するよう指導してきており、引き続き継続した指導を行ってまいります。

次に、改正教育基本法についてであります。この改正は教育の機会均等など、これまで掲げてきた教育の根本を定める基本法の普遍的な理念を継承しつつ、時代の変化に対応した新しい時代に相応しい教育の基本理念を明示したものであると受け止めております。今後、この新しい教育理念が、学校・家庭・地域社会など、広く国民の間に浸透することにより、教育の一層の充実・発展が期待されるものであると考えております。

また、改正前の教育基本法は、これまでも申し上げてきたとおり、国民の教育水準を向上させ、豊かな社会や安心な生活を実現する原動力となるなど、多くの成果を挙げてきたと認識をしております。

次に、学校統合の進捗状況についてであります。教育委員会では、少人数化が進む茶志内中学校、西美唄中学校の教育環境を整える観点から、平成20年4月に美唄中学校の通学区域に編入することとし、保護者や地域の方々とこれまで話し合いをしてまいりました。

その話し合いの中では、学校が変わることにより、環境の変化に対する不安、通学に要

する時間の影響など、さまざまなご意見をいただいたところでございます。こういったことに対しまして、私どもとしては3学校の教職員と、教育委員会事務局による「統合準備委員会」、あるいは「庁内検討委員会」を設立して、その不安の解消等に努めてきたところでございます。

学校におきましても、19年度の、いま事業編成等行っておりますけれども、その中で具体的に事業交流であるとか、宿泊研修等行われるように、いま学校内部でもって検討していただいているところでございます。来週15日は美唄中学校において初めての事業交流ありますけれども、西美唄それに茶志内の方から保護者の方がいらっしゃるということ、計画されておりますけれども、できるものから順じ実施をいたしまして、保護者の方の不安を取り除くように最善の努力を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

それと、小学校のことでございますけれども、小学校につきましては、非常に小さくなってきている学校がございますけれども、私小学校につきましては、できるだけ地域の中で学ぶことが大切であると、そういうふうと考えてきているところでございます。

ただ、やっぱり余りにもこう小さくなってまいりますと、やはり子どもたちが学びあう環境というものがどうなるかということもございまして、このことにつきましては、本当に小さくなってきた学校について、いろいろお話を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、教育委員会とい

たしましては、平成 20 年 4 月の配置見直しに向けて、学校、保護者、地域の方々と連携を図りながら、子どもたちにとってより良い教育環境になるように進めてまいります。

次に、確かな学力の向上についてですが、確かな学力を育成するためには、まず子どもたちの到達度・理解度を的確に把握することが極めて重要であります。

客観的なデータを分析することにより、指導方法の工夫改善に向けた手がかりを得ることが可能となり、子どもたちの学習に還元できると考え、今年度市内小学 2 年生、5 年生及び中学 2 年生を対象に、学習状況調査を実施したものであります。各学校におきましては、全市結果表と学校個票を活用いたしまして、その学校ごとに現状分析及びそれに対応した取り組みを精力的に推進しております。

教育委員会といたしましては、学校と連携を図り、次年度以降もより効果的な調査となるよう、また、本市の児童生徒に確かな学力が育成されるよう継続していきたいと考えております。

次に、習熟度別指導についてですが、これは子どもの学習意欲を高めるとともに、基礎・基本の確実な定着を図るための指導形態のひとつであります。

平成 18 年度本市では、小学校 2 校・中学校 4 校の計 6 校で実施しているとの報告があり、補充的な学習を中心とした、個に応じたきめ細かな指導が行われているところでございます。実施校におきましては、児童生徒が差別意識などを抱くことがないよう、集団を弾力的に入れ替えたり、希望選択を取り入れるなどの配慮を行い実施しているところでござい

ます。

いずれにいたしましても、この習熟度別指導は、競争をあおる目的での活用ではなく、あくまでも子どもの学習意欲に視点をあてた指導形態として活用していくことが望ましいと考えているところでございます。

次に、地域の信頼に応える学校づくりについてですが、学校教育においては児童生徒や地域の実状に応じた創意工夫ある教育活動を展開することが必要であり、保護者や地域社会とともに教育を進めることが求められております。

このため、学校は自校の教育活動の状況について、自己評価を計画的に行い、また、その結果と外部評価の結果を合わせることであり、自己評価の客観性、信頼性を高めることができ、今後の教育活動を改善するための課題が明確になってくるものと考えております。

外部評価の実施はあくまでも学校改善に向けた、学校の積極的な取り組みのひとつとして活用されることが望ましいものと受け止めております。また、一部の学校で、きめ細かな学習指導を充実し、教員と児童生徒のふれあいの時間をより確保できる 2 学期制について議論がなされておりますことから、教育委員会といたしましては、導入に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

また、地域と連携した危機管理の意識の確立につきましては、まず、学校と地域がそれぞれの日常的な活動の中で、ネットワークづくりを進めることが大切になることと考えており、このことが児童生徒を地域で守るという意識の醸成につながってくるものと考えております。

いずれにいたしましても、教育は教師と児童生徒の人間的なかわりを通した営みでありますことから、いじめ問題や安全指導などに対応するためにも、教師と児童とのふれあいを大切にした指導が行われるように努めてまいります。

次に、教職員研修についてであります。美唄市公開研究指定校事業につきましては、平成 19 年度指定校 2 校分の予算を確保しているところでございます。また、空知教育局による実践推進校事業につきましては、年度登録している学校に対して公開研究会を義務付けるものではなく、あくまでも学校の主体的な判断によるものと公布されております。

次に、「ふるさとを意識した指導」についてであります。児童生徒にとって、人格形成上大変大きな影響を及ぼすのが生まれ育ったふるさとでありますことから、地域社会に対する誇りと愛情を育て、社会の一員としての自覚を促すために、地域の歴史や文化・伝統などを学ぶことは非常に大切なことと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 10 番米田良克議員。

●10 番米田良克議員 再質問をさせていただきます。

最初に、国民保護計画についてありますが、市長の考え方はわかりました。いま答弁をお聞きして、最初に思いましたことは、私が質問したのは失敗だったかなということです。ちょうど 1 年前の、昨年の第 1 回定例会で関係条例を精査しまして、私は 2 本の条例に反対する討論をやりました。こういう計画はいらないという考え方に立っているわけです。

しかし、計画ができましたから、さっとう見て自分なりに持った疑問についてお尋ねをしたわけですが、お尋ねをすることによって、この平和について、憲法が言うところの平和主義、あるいは国際協調、これが大事だという視点は、常にこれは大事にしていかなければならないという点で、まったく市長の考え方を指示していきたいというふうに思うんです。あと、準備体制がどうかということにしたのは失敗だったかなというふうに思うんです。

私は、いま美唄が置かれている状況に大変さは、前のこれまで質問された同僚議員の方々の幾つもの質問の中で、これはことに明らかになっていることでありまして、職員の皆さんも大変多忙な日々を過ごしておられるわけです。これに、新たな業務が上乘せされるというのは、大変なことだなというふうに思うんです。そういうちょっと率直な感じがあって、聞いたら市長は答弁しなければならないわけです。

だから、答弁したら前に答えたぞと、言ったじゃないとかそういうことを言うつもりで聞いたわけでは全然ないわけです。できることなら、本来業務に専念をしていただくということが、いま美唄市にとってはより重要なことではないかということで、いつ起こるかかわからない戦争のための準備を、熱心にする必要はないと私は考えています。そういう点で、余りいまの答弁にこだわりを持たないでいただくほうがよろしいかなというふうに思うんです。

ただ、何かこの計画を見ますと、すごいこと書いてあるんです。武力攻撃事態というの

はこういうのだといって、例えば核ミサイルが飛んでくる、それからBC兵器、生物化学兵器による攻撃があるとか、ゲリラの攻撃があるとかということがあったり、それから準備するものもなかなか大変です。これ見たら。いかに市民にさまざまなことを知らせるか、あるいは上の方に知らせるための手立てを全部必要があるとか。びっくりしたのは、被災現場の状況をヘリコプターテレビ伝送システム等に収集し、道対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めるところあるんです。こんなもの、幾らかかるんだろうという心配などもしました。

計画をつくらなければならないということだからつくるといのはわかります。ただ、やはり日常の市民生活最優先でぜひとも業務推進に当たっていただきたいなということをちょっと申し上げたかったんです。これはだから、私の要望として申し上げます。

教育問題ですが、卒業式・入学式の問題です。いま教育長から答弁をいただきましたけれども、昨年の混乱状況について、適切な実施という言葉を使っておられますけれども、これは誤った適切な実施だというふうに私は思います。

学習指導要領では決して求めてはいないんです。起立、それから教職員の望ましい態度、これは君が代斉唱時の起立のことを意味しますが、そういうことばかりにかたくなにこだわる。そして発するべきでない場面で職務命令を出すとか、教育委員会の、憲法や教育基本法を無視した、無視していないのかもしれませんが、でもこれらの行動は、憲法や教育基本を無視しているというふうに私には

うつるわけです。そういう学校への指導が原因で混乱が起きたということを目を向けてほしいんですが、そういうふうには目を向けないで、同じ過ちを繰り返そうとしている答弁だというふうに聞きました。

職務命令など、まったく馴染まないということに、どうしてお気が付かれないか。憲法・教育基本法をいま一度読み直していただいて、本来のあるべき卒業式・入学式を思い出していただくように。厳しい反省を求めて、よく考えてもう1回答弁をいただければというふうに思うわけです。

それから、2点目の東京地裁判決のことです。これは、前にもちょっと申し上げたかもしれませんが、東京地方裁判所は詳細な事実の検討をしています。そして丁寧に論理を積み重ねて、結論を出しています。私としては非常に立派な判決だというふうに思います。その判決全文をよく読んでいただいて、その上でお考えになっての答弁だったのか、ちょっと疑問だなというふうに思います。

日本は三権分立という考え方をとっておりますが、司法は行政の行うことをチェックするというのが仕事です。ですから、東京都並びに東京都教育委員会は高裁に対して控訴していますけれども、国家機関のひとつとしての司法が判断をしているわけです。それも過去にない判断です。しかもその判断を出すに至った経過というのは、いま申し上げたような中身です。

それで、控訴はしているとしても、一審の判決を無視していいという考え方にはならないというふうに思います。確定判決ではないよと言っている間に、次々と子どもは学校へ

入ってきて卒業していくわけです。このことをぜひ考えていただきたいんです。

この、子どもが受ける被害。これを誰がどのように補償するのでしょうか。到底補償できるような内容ではないと思います。

そして、今回裁判所が予防訴訟として判決を出したということは、これは学校の先生に対するものです。誤った職務命令で被害を受ける教師に対して、補償の方法がないという判断を裁判所はしているわけです。それは、心の問題だからです。思想良心の自由を侵す、職務命令だというふうに断定しています。そうすると、処分だけの問題であれば処分を受けたことについては裁判をやって、あとで勝てば処分は取り消されるとか、受けた経済的損失は使用者側が補償するとか、そういう補償の仕方があるわけです。ところが、侵害された思想良心の自由というものは、補償の方法はないということを東京地裁は判断をしています。

私は、まったくこのことは子どもたちにも当てはまることだと思うんです。確定判決ではありませんと教育委員会が言って、同じことを繰り返していく、その間に入学、卒業していく子どもたち、学校を通っていく子どもたちが受けた損害というものは、補償のしようはないというふうに思うわけです。

北海道人事委員会が出した採決についても、再審請求を北海道教育委員会はしているんです。でも、同じ機関に対して、再審請求を求めているわけです。これは通常は、明らかな事実誤認があるというような場合を除いて、再審請求はできないんです。裁判の三審制とは違いますから、これは。

これは、聞くところによれば、自民党の圧力に屈した道教委の無理な判断によって再審請求がなされているというふうに聞いています。

子どもたちのことを真剣に考えていただけたら、直接言及する立場にはないというような言葉で済ませていられる場合ではないと思います。いまの日本の状態を考えてみてください。厳しい右傾化、衆議院の圧倒的多数を握る与党。安倍政権の構成メンバーのほとんどが自虐史観推進組織に属しているんです。

いま、従軍慰安婦の問題が北海道でも盛んに取り上げられています。これ、安倍総理の姿勢の問題です。かつて日本がアジアの国々を侵略し、大きな被害を与えたことの誤りを認めない考えかたです。歴史を歴史の事実として認めない考え方ですから。こういう人が、いまの内閣の構成メンバーのほとんどです。

こういう状況にあって、いま申し上げたような地裁の判決を出すとか、人事委員会の採決を出すとか、これは当事者にすれば、担当判事や担当の委員の皆さんにすれば大変な勇気がいることです。もしかしたら闇討ちにあうかもしれないんです。

日の丸君が代問題ではないですけども、住基ネット裁判では、大阪高裁の判事が判決を出しました。原告の要求を認める判決を出した。判決出した次の日に亡くなりました。これは何があったのかはまったく明らかになっていません。謎です。

札幌地裁で、長沼ミサイル訴訟で憲法違反判決を出した福島さんという裁判官は、まだやってらっしゃると思うんですけども、もう辞めたかもしれませんが、ずっと札幌地裁

の判事だったですけれども、後は家庭裁判所とか簡易裁判所の地方周りで終始しました。そういうことを国家権力はやるんです。

そのことは十分承知しながら今回の判決を出しているということになる。

それは、判決の内容に確信を持っているということだと思います。そして、この東京地裁判決は、多くの法律家が支持をしています。これは東京の問題ですから、東京弁護士会と東京には第二弁護士会というのがあるんです。その2つともこの地裁判決を支持する声明を、すぐ出しております。

これは、こういう状況をお考えいただいたら、直接言及する立場にはないというようなことで、済ませる問題ではないと私は思うわけです。

あと、校長は日頃から、教職員と十分意思の疎通を図って、そしてことにあたるべきだという答弁がありました。まったくそのとおりです。異存はありません。

ただ、話し合いはしたが、合意に達しない、こういうような場合にどんなふうに処理をするかというところが、本当に賢明な判断が求められるところかなというふうに思うわけです。ですから、私はこの問題については、ひとつ十分判決と採決の内容を押さえていただいて、ぜひ再考いただければというふうに思うわけです。

それから、次の卒業式・入学式の主人公の問題ですが、これは子どもであるということでもまったくそうですけれども、前も申し上げましたが、答弁の最後で児童生徒、教職員及び保護者が心をひとつにして実施されることが重要だというふうにお考えになった。

これは子どもたちを祝福するとか、子どもは喜びを持って卒業していくあるいは入学してくるという部分で心をひとつにするというのは、何の異議もありません。ただ、君が代を歌うことで心をひとつにするということの意味するのなら、これはやっぱりはっきり言って誤っていると言わざるを得ません。

君が代については、あるいは日の丸についても、その人その人のいろいろな考え方があっていいわけです。それを、心をひとつに、態度をひとつにというふうになれば、これはどういっても強制になるわけです。しかも、職務命令を出してということになれば。私は規律することに職務命令というのは絶対に馴染まないと思うんです。歌を歌う職務命令とか。

東京は出しています。これはだからおかしいということを言われているわけです。だから裁判所はそれは変だと、間違っているという判断をしたんです。

この点は、心をひとつにというのは、あくまでも卒業式を祝ってあげようというところでひとつだという意味で受け止めるならば、受け止めていただけるのなら、まったく同感だということで申し上げます。

それから、改正教育基本法との関係の問題ですが、これは憲法及び教育基本法の理念のもとに行われているという考え方です。これは、まったく問題はないと思います。特に、直接的にかかわってはこないのかなというふうに受け止めました。

あと、参加者の思想信条の保障の問題は、やはり私は以前のような手立てが報じられるという、そういう措置が当然ではないかなと

いうふうに思っています。

思想及び良心の自由を侵害しませんというふうに言っている、そうではありませんということを行ったのが東京地裁の判決です。心の問題と、外にあらわす形とは別だというのが従来の裁判の判決です。でも、そうではありません。心の問題がおもてに出ることです。

これはだから、教師である人も、教師でない人も同じですということ。それは、人の心というのはその気持ちがそこへあらわれるものですよということを行っているんです。

それから、最高裁判決の問題です。持つ意味は大きいというふうに教育長は答弁されました。

確かにこれは、確定判決です。最高裁からです。東京の小学校の先生が、ピアノ伴奏をできないというふうに学校長に申し出たんです。それは卒業式の前の日に申し入れた。それでもやれという職務命令が出て、それでピアノ弾けなかったら戒告処分を受けたという、そういうことでおかしいということでご本人が訴えたという裁判です。これが、地裁、高裁とも原告の言い分を認めていないんです。処分は正しいという判断です。それが、最高裁で地裁、高裁の判断を追認したわけです。だからいまは、確定判決です。

このことが、いま、東京をはじめ全国で随分たくさんの人たちが、この問題で裁判を起こしています。このことに与える影響が大きいかなという気もするんですけれども、そうでもないという意見もあるようです。これについて。

これは 28 日の北海道新聞でも書いていま

す。ちょっと、ポイントだけ申し上げますが、これは道新の場合は 1 面のちょうど真ん中の 1 番上に記事が載りました。「君が代伴奏命令は合憲」というふうにして。教諭の思想侵害せず、という。社説は、「軽視された内心の自由」という見出しで書いています。だから、信念に反することを強要される良心の痛みを理解していないのではないかと。そして、少数意見に触れています。5 人の裁判官のうち、お 1 人は反対されたんです。少数意見があったわけです。それはこういう判決はおかしいという意見を言った裁判官がいたということです。

そのことは、これ毎日新聞です。毎日新聞の、これは 1 面トップです。ここに毎日新聞と題字が入る横に載りました。「君が代伴奏命令に合憲」「思想の自由を侵さん」というふうになっています。ただ、これでは社会面のところに訴えた先生の言葉が載っているんです。

「最高裁に上告してよかった。」とご本人は言っている。それは、少数意見の裁判官がいるということがはっきりしたということです。だから、自分の主張を認める裁判官が、最高裁にいるということが明らかになった分だけ、最高裁まで来てよかったというのが、訴えたご本人の言葉として載っています。そして、支援した弁護士はこう言っています。「憲法論にならない空虚な主張を繰り返している。」

「判決は論理性がなく先例性は持たない。」とこういう批判をしています。ですから、先例になるなというふうに、強く心配するという意見では必ずしもない。そして、毎日の社説は、「お墨付きにはいけない。」と書いています。見出しです。

それから朝日は、強制の追認にならないかというふうに社説では述べています。

ですから、この最高裁の小法廷判決には、少なくとも道新、毎日、朝日の3紙については批判的な論調だということです。ですから、最高裁判決があるぞというふうに余り言ってほしくない。正直なところですよ。

それから、あと改正教育基本法の問題です。これは、新しい時代に相応しい教育の理念を明示したものだということで、これは一定の評価です。そして、今後この新しい教育理念が学校、家庭、地域社会など、広く国民の間に浸透することにより、教育の一層の充実、発展が期待されるものだと考えているというふうに述べられました。最後に、これまでの教育基本法の果たした役割についての評価を話されました。

その部分に何の異議もありますが、このいま先に述べた部分、時代の変化に対応した新しい時代に相応しい教育の基本理念だということとか、これが浸透すれば教育の一層の充実発展が期待できるとか、これはまったく違うと思います。賛同できない。

本当にそうお思いになっているとしたら、私はちょっと心配です。教育委員会としてそういう考え方に立たれるということになるとすると、これは心配です。

まず、前文の中で教育基本法は、憲法の理想の実現は教育の力にまつものだというのがまず書かれていました。それが、改正教育基本法ではなくなっているんです。憲法の理想の実現は、教育によってなされるとは書いていないんです。まずその基本的なスタンスが違うんです。そして、何が入っているかとい

うと、公共の精神を尊び、伝統を継承し新しい文化の創造だというふうに書いているわけです。この前文のこのくだりでかなり違いがはっきりとしています。

そして、教育基本法第1条の目的では、これも何回か申し上げましたけれども、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

私は格調高い文章だと思うんですけど、改正法は、「教育は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」というふうになっているんです。ちょっと短いんです。何が消えたかというのと、「真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた」という部分が消えたんです。

これは、前にもちょっと申し上げたことありますけれども、でも真理と正義はあとで言葉出てくるんです。別なところで。でも、個人の価値をたつとびとか、あるいは自主的精神に充ちたとか、こういうものは消されたままです。ここにも大きく第1条の目的ですから、大きく考え方が違うということがわかるというふうに思います。

新しく加えられた言葉は「必要な資質を備えた」、必要な資質とは何かということになります。これが、改正教育基本法第2条目標。元の教育基本法には第2条目標っていうのはないんです。第2条目標というのができて、

そこに5項目あるんです。1 道徳心を培う、3 公共の精神に基づき、5 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する。こういう言葉が次々と出てくるんです。ですから、必要な資質の具体的な中身は、第2条の5つの項目の中にずっと乗せられているわけです。

そこで求められるものは、大きく言えば道徳心を持った、そして公共の精神をしっかり持っている、それから伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する。いわゆる一番問題になった愛国心の部分が5項目目に入っているわけです。

だから、これは例えば伝統と文化を尊重するのは何で悪いんだという話になるんですけども、この言葉だけでいうと何の問題もないんです。

例えば、君が代を大事にすると、君が代を歌うときに立たないとはけしからん、とんでもないという考え方がもし伝統だとしたら。これは見事に教育基本法にありますよということになるんです。そういうふうに、改正教育基本法は使われることになるわけです。

公共の精神というのは、思い出してください、お国のために命を投げだすということを別な表現にすると、こういうふうになるんです。極端に言えば。だから、そういう言葉はいままでになかったんです。教育基本法の中には。

これは、最後だから言ってしまいましたが、自民党が憲法改正草案を発表しています。この自民党の憲法改正草案のポイントは、やっぱり公共心というものです。公共の福祉という言葉が消してしまいますから、自民党の憲法案。そこへつながってくるんです。

ですから、前文の最後に、日本国憲法の精神に則る規定、改正法も前の基本法も書いてあります。ただ、そこで言う日本国憲法というのは、頭に描いているものが違うんです。だから、前の教育基本法で言っている日本国憲法の精神に則りというのは、現行日本国憲法です。まさに。

ところが、改正教育基本法で思い描いている憲法というのは、いま安倍首相が最大目標にしている改正憲法、これを思い描いて、もう教育基本法先に変えてしまった。そういう考え方です。

ですから、さっきちょっと述べましたけれども、教育長の答弁にあったような、時代の変化に対応した新しい時代に相応しい教育の基本理念を明示したとか、その新しい教育理念が学校、家庭、地域社会など広く国民の間に浸透するということが期待されるんだというような、教育の一層の充実発展が期待されるというふうなことを、この改正教育基本法に期待するのは、私は大きな誤りだというふうに思います。ほかの部分が、まだ幾つも言いたいんですけど、やめます。

この基本的な部分で違いが大きくありますよということを指摘して、改めて考え方はどうでしょうかということをお尋ねをしたいということです。

学校教育についてわかりました。特に申し上げたいのは、地域の信頼に応える学校づくりの問題と、それから教職員研修の問題とあわせて申し上げますが、先ほど質問のときに申し上げたように、学校が学校としてうまく機能していくためには、教育長も言っていました。児童生徒と教師のふれあい、信頼関係

が何より大事だということです。だから、触れ合う時間や信頼関係をつくり上げる時間がなければ、それは学校は学校として機能していかないんです。そしていじめ問題も決してなくなりはない。

ですから、そのことをぜひポイントにおいて、これもいい、これもいいというふうに、いいことはどんどんやってもらうんだという考え方では、学校はパンクしてしまいます。ですから、いいことはみんなやってもらうという考えではなくて、やはりきっちり選んで、そしてこれとこれはやってもらわなくてはならない、これだけはぜひ、そのためには何より学校の意見をよく聞いてもらいたいわけです。

その上で、学校と協議をして、これはやはり必要だから議題としてもやっていこうと、そういうものに取り組んで、子どもたちが生活して、心地よい学校をぜひつくり上げてほしいわけです。

そのことを申し上げて、お尋ねした分についてお答えをいただければ大変ありがたい。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、卒業式・入学式における国旗・国歌の自粛についてでありますけれども、教育委員会といたしましては、従来から一貫して申し上げておりますとおり、我が国の国旗・国歌の意義、これを理解し尊重する態度を育成すること。同時に諸外国の国旗・国歌につきましても同様にこれを尊重する態度を育成すること。国際社会に生きる日本人としての自覚、資質を育成することなどを重視して、

学習指導要領に基づきまして入学式や卒業式における国旗・国歌が適切に実施されるように指導してきたところでございます。

また、国歌斉唱時には児童生徒を指導する立場にある教職員については、起立することが望ましいということから、その指導の徹底に努めてきたところでございます。

教育は根本的に、教職員と児童生徒の愛情と信頼によって成り立つものでありまして、その基盤になるのは教職員相互の信頼関係であると考えております。今後とも、各学校において教職員間の意思疎通や共通理解が図られ、国旗・国歌が適切に実施されるように努めてまいります。

今後とも、こうした考え方に立ち、国旗・国歌が適切に指導され、卒業式や入学式が厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われるように取り組んでまいります。

それから次に、教育基本法の関係でございますけれども、教育基本法につきましては、民主主義・平和主義を基本原則とする憲法に則り、教育理念と教育制度の基本を明示した教育諸法の総則的な位置付けを持つ重要な法律であり、この重要性は法律改正によっても何ら変わるものはない、このように考えております。

平成 19 年度の教育行政執行方針についてでありますけれども、これは教育基本法が改正されたことに対する認識を持ちながら、個々の具体的な内容につきましてはこれまでと変わらず、地域の特性を生かした継続性のある教育行政に取り組むことを基本としているものでございます。

それと、最後にございました、先生の時間

の関係でございますけれども、たしかにこう言う状況の中で、先生方の負担も大変大きくなってきていると、私どもこのように承知しております。

やはりそういった中で、先生方がどのように変化に対応していけるか、私どもとしてもいろいろ声をかけながら指導してまいりたいとこのように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

10 番米田良克議員。

●10 番米田良克議員 3 回目としてではなくて、いまの教育長の答弁には、先ほど私がお尋ねしたうちの、東京地裁判決は道人事委員会の採決にかかわる見解をぜひ改めてほしいという部分があったんですけれど、その部分の答弁がありませんでした。

よろしくお取り扱いをいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 昨年9月の東京地裁判決、それから道の人事委員会の採決についてでありますけれども、これは先ほど申し上げたとおりに、再審請求行われているところでございますし、特にこれに対して私どもは直接言及する立場にもありませんけれども、私ども行政を執行する上におきまして、いろいろな判例、判決というものがありまして、そういったものを参考にしなければならないも

のでありますけれども、いずれにしても、この国旗・国歌につきましては、校長・教員、日頃からの意思の疎通、共通理解を図るよう努めて、全教職員の協力のもとに、儀式的な行事も含めて厳粛かつ清新な雰囲気の中で適切に実施されるように、努めてまいりたいとこのように考えてございます。

●議長長岡正勝君 10 番米田良克議員。

●10 番米田良克議員 もう1度お尋ねさせていただきます。

1 つは、君が代の問題です。いま最後に、東京地裁の問題と、道人事委員会の問題と答弁をいただきましたけれども、私は司法の問題の専門家でも何でもありません。ただ、1 人の市民として、あるいは1人の国民として、あるいはいまは議会の一員として、そういう立場でものを考えて判断すると、これはどなたでも、どんな立場にある人でも、法律の問題について自分なりの判断を持つというのは、誰にも遠慮のいらぬことだというふうに思うわけです。

とりわけ、教育委員会は、美唄市の子どもたちの教育について、大きな責任を背負っていらっしゃるわけですし、この教育問題にかかわる司法の判断が出たときに、あるいは人事委員会の判断が出たときに、それを十分に吟味してみるというのは、これは当然のことです。たぶんなされているんだというふうに思うんです。ただ、そのときに、中身を吟味して、そして新たな判断をするかどうかというところだと思うんです。

私は何の立場の人間であれば、自分の判断をどこでも好きなように言えるという部分はあると思うんです。立場のある人は、その

立場、自分の置かれている立場というのも考えながら発言しなければならない。発表しなければならない、あるいはしてはならないという、こういう考え方をそれぞれお持ちになるんだと思うんです。

ただ、子どもたちの教育に責任を負う立場にあるということの重要性、そのことを常々お考えになっていらっしゃると思うんです。それは大変やっぱり重い責任を負っておられるということだと思います。

子どもたちが学校で過ごす時間の大切さ、その子、その子の人生にとって持つ意味。これは12月議会だったでしょうか、教育長のお考えが譲られたこともございました。ご自分の学校生活を振り返られての答弁をいただきましたけれども、大変やっぱり大事なものだと思います。ですから、国が、地方自治体がしっかり手立てをとって学校をつくっていくという、で子どもたちがそこへ通うということになっているわけです。

それであるからこそまた、こういうふうに意見の分かれる問題が出てきたときに、どういう判断をされるかというのは、これまた、ただただ、例えば文部科学省の見解というものによるのがすべてだというふうに、私は考えるべきではないのではないかということを考えます。過去に何度も申し上げていますが、美唄市教育委員会としての判断をぜひお聞かせいただきたいということを申し上げてきているんです。

それは、もともと学校というものは地域のものだ。最初から国が、日本の場合は明治になって、そして学校制度をつくって、国がお金を出して学校をつくるという仕組みが大き

かったかもしれない。その果たした役割です。

ただ、それが余りに強かったために、学校は子どもの学校ではなくて、国の学校になってしまった。ですから、国家政策の推進のために、子どもを育てる。男であれば立派な兵士になることが目的だ。女の子であれば、しっかり家庭を守って子どもを育てるのがその役割だという教育を徹底したわけです。

そのことがどんな結果を生んだかというのはよくご存知のとおりです。その反省にたって、いまは変えられてしまった教育基本法ができ上がったわけです。教育勅語をなくする。それに当たって、では教育は何をよりどころにするか。そこでつくられたのが教育基本法です。

だからそのことは、当時の日本人にすれば、戦争への反省というものは強烈に私はあったと思います。そして、国家体制教育というものの恐ろしさというものが身にしみているわけです。

やっぱり学校は、地域の学校であるべきです。近代的に。ですからいま分権が進められようとしています。教育についても同様です。ただあくまでも文部科学省が地方の教育委員会や学校を支配下に置こうとする考え方を持つというのは、これは誤りです。やっぱり、進むべき方向は決まっていると思います。

そういう意味では、地方が地方の判断をするということは、極めて重要なことではないか。文部科学省の考え方を変えるためにも、地方がどんどん地方の考え方を出すべきだと思います。

その点、司法の世界は、地方裁判所から変わってきます。あちこちの地方裁判所が判断

を出してというものが最高裁を変えるという部分がある。教育の世界は、上の言いなりです。上の言いなりをとおり越して、東京みたいな例がありました。

先ほどちょっと触れました、先月 27 日に出た最高裁判決の女の先生は、ピアノ伴奏ができないということと言っただけで戒告です。きのうか、新聞に載っていました。九州のいじめ事件、学校の先生の処分が出たというのが載っています。減給 1 カ月ですか、校長とともに。そういう処分です。

ところが、先ほど言った 9 月の東京地裁判決の場合、あれいろいろな人がいます、400 人から原告がいますから、いろいろいますけれども、東京の場合は 1 回立たないと戒告です。2 回立たなかったら減給 1 カ月。3 回立たないと減給 6 カ月。4 回立たないと停職 1 カ月が来るんです。5 回目で停職 3 カ月。立たないだけです。君が代の演奏 40 秒の間立たないだけでそういう処分です。ものすごい苛烈な処分です。

そして、それだけでないです。処分を受けた人を集めて講習会をやるんです。それも出なかったらまた処分です。そういうことを東京はやっている。そして石原知事は、いま首を縮めてみているほかの県は、5 年後したら全東京に習うぞ、ほら見ていけとこう言っているわけです。うそぶいているのです。東京から日本を変えてやるというのが石原知事の考えです。

停職 3 カ月の次に何が来るか、まだ誰も経験していないんです。それだけでないです。60 歳になって、定年になって再任用というのがあります。再任用決まっている人が立たな

かっただけで取り消しですから。職を奪われるわけです。これ 1 回です。それから再任用にすでになっている人が、継続をしたいということを出したら、それもばつって切るんです。立たないだけで。それがいま東京で行われているということです。

それは、やはり心の事は考えないで、命令に従えという考え方だからです。これが他の地域に広がりだしたら、辞められる人はもう辞めたいと、辞めていく人どんどんいるわけです。それから、精神的にまいってしまって、今回の 401 人の原告の中でも、病院通いしているとか、結局病気で休んでしまっている人たちがたくさんいるわけです。気持ちが耐えられないんです。そういう状況になっている。だから、東京地裁の判断というものは、人間を人間としてみて、憲法に照らして東京のやっていることは違うということと言ったわけです。言い切ったんです。教育基本法 10 条に違反している二重の罰です、あれ。

そのことを、私はぜひ考えて、地方が声を上げていかなかったら、いまの政府は変わらないです。これ、政権交代をしない限り変わらない。ですから、そこのところをよく考えていただいて、やはり私は美唄が変わってほしいわけ。ぜひ美唄が変わってほしいというふうに思います。そこのことをいっぺんでお尋ねしたい。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 卒業式・入学式、国旗・国歌の件でございますけれども、これまでも児童生徒に国旗・国歌の意義を理解させ、それを尊重する態度を育てるべき観点から、各学校で学習指導要領に基づきまして、卒業

式・入学式が適切に実施されるように、繰り返し指導を行ってきたところでございます。

これは我が国の国旗・国歌の意義を理解するということは当然ですが、諸外国の国旗・国歌についても同様にこれを尊重する態度を育成する、そういったことを重視して、指導してきたところでございます。

今後につきましても引き続き、適切な実施に向けて指導してまいりたいと、このように考えております。

また、職務命令の関係でございますけれども、これはあくまでも基本は校長、教諭の話しあいということが基本でございまして、昨年は職務命令を発することもやむを得ないというスタンスで3月、4月の卒業式・入学式に臨んできたわけでございます。

その意味から、職務命令ありきだとか、処分ありきというそういう姿勢で臨んできたわけでございせんし、私どももそういったことを望んでいるわけではございません。やはり基本は先生方がよく話をして、共通の理解にたった中で、儀式的行事も組織として行っていきたいと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 米田議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

10番米田良克議員。

●10番米田良克議員 いま3回目まで質問をさせていただきました。

これは、私としてはいろいろ申し上げることで、教育委員会の考え方が変わることを期待して申し上げているわけです。

教育というのは、変わることを信じてやら

れるものです。幾ら難しい場面に直面しても、頭首があきらめたのではだめなわけです。その子供のことを本当に考えて、一生懸命当てるということが、いずれ心が通じ合うという関係ができる。1度言ってだめだとか、3回言ったからだめだ、5回でだめだからだめだなんていうふうに考えていたのでは、それはだめです。ですから、あくまでも私は、教育長の考え方が卒業式・入学式本来のものになるべきだという考え方になることを期待したい。

もう一辺答弁しろと言うつもりはありません。期待しているということを、この熱い気持ちを伝えて終わります。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時05分 延会